0001 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：基礎

消防法上の「危険物」の説明として最も適切なものはどれか。

ア．消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表の区分に応じた危険性状を有するもの
イ．可燃性を有するすべての固体・液体・気体
ウ．毒物及び劇物取締法で毒物または劇物に指定された物品
エ．引火点が100℃未満の液体だけ

答え・解説 正答：ア

ア：消防法の危険物は、別表第一の品名と危険性状に基づいて定まる。
イ：気体を含むあらゆる可燃物が消防法上の危険物になるわけではない。
ウ：毒劇物の区分と消防法上の危険物の区分は別制度である。
エ：第4類以外の危険物もあり、引火点だけで危険物全体を定義できない。
総合解説：危険物該当性は、単なる一般的な危険性ではなく、消防法別表第一に定める品名・性状によって判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0002 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：基礎

危険物の類別と性質の組合せとして正しいものはどれか。

ア．第1類―可燃性固体
イ．第2類―酸化性固体
ウ．第3類―自然発火性物質及び禁水性物質
エ．第6類―自己反応性物質

答え・解説 正答：ウ

ア：第1類は酸化性固体である。
イ：第2類は可燃性固体である。
ウ：第3類は自然発火性物質及び禁水性物質である。
エ：第6類は酸化性液体であり、自己反応性物質は第5類である。
総合解説：類別の基本は、第1類=酸化性固体、第2類=可燃性固体、第3類=自然発火性・禁水性、第4類=引火性液体、第5類=自己反応性、第6類=酸化性液体である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0003 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：基礎

消防法別表第一で「酸化性固体」である第1類の品名として正しいものはどれか。

ア．硫黄
イ．塩素酸塩類
ウ．黄りん
エ．硝酸

答え・解説 正答：イ

ア：硫黄は第2類の可燃性固体である。
イ：塩素酸塩類は第1類の酸化性固体に含まれる。
ウ：黄りんは第3類の危険物である。
エ：硝酸は第6類の酸化性液体に含まれる。
総合解説：第1類は酸化性固体であり、塩素酸塩類・過塩素酸塩類・無機過酸化物などが代表的な品名である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0004 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：標準

次のうち、「第2類の危険物」として扱うのが誤っているものはどれか。

ア．赤りん
イ．硫黄
ウ．鉄粉
エ．黄りん

答え・解説 正答：エ

ア：赤りんは第2類に属する。
イ：硫黄は第2類に属する。
ウ：鉄粉は第2類に属する。
エ：黄りんは第3類に属するため、第2類とするのは誤りである。
総合解説：赤りんと黄りんは名称が似ているが類別が異なる。赤りんは第2類、黄りんは第3類である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0005 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：基礎

ナトリウムの消防法上の類別・性質として正しいものはどれか。

ア．第3類―自然発火性物質及び禁水性物質
イ．第1類―酸化性固体
ウ．第5類―自己反応性物質
エ．第6類―酸化性液体

答え・解説 正答：ア

ア：ナトリウムは第3類に分類される。
イ：第1類ではない。
ウ：第5類ではない。
エ：第6類ではない。
総合解説：ナトリウムは水との反応性等から消防法上第3類に分類される。カリウム、アルキルアルミニウム、黄りんなども第3類である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0006 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：基礎

第4類の危険物について正しい記述はどれか。

ア．酸化性液体であり、硝酸が代表例である。
イ．引火性液体であり、ガソリンやアルコール類などが含まれる。
ウ．可燃性固体であり、硫黄や鉄粉などが含まれる。
エ．自己反応性物質であり、有機過酸化物が代表例である。

答え・解説 正答：イ

ア：酸化性液体は第6類である。
イ：第4類は引火性液体で、ガソリン、アルコール類、灯油、軽油等を含む。
ウ：可燃性固体は第2類である。
エ：自己反応性物質は第5類である。
総合解説：第4類は引火性液体であり、石油類、アルコール類、動植物油類などを法令上の品名として扱う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0007 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：標準

第5類の危険物に該当するものはどれか。

ア．硝酸エステル類
イ．過塩素酸
ウ．硫化りん
エ．アルキルリチウム

答え・解説 正答：ア

ア：硝酸エステル類は第5類の自己反応性物質に含まれる。
イ：過塩素酸は第6類に属する。
ウ：硫化りんは第2類に属する。
エ：アルキルリチウムは第3類に属する。
総合解説：第5類は自己反応性物質で、有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等が代表的である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0008 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：基礎

過酸化水素の消防法上の類別として正しいものはどれか。

ア．第6類―酸化性液体
イ．第1類―酸化性固体
ウ．第2類―可燃性固体
エ．第5類―自己反応性物質

答え・解説 正答：ア

ア：過酸化水素は第6類の酸化性液体である。
イ：第1類の無機過酸化物と名称が似るが、過酸化水素は第6類である。
ウ：第2類ではない。
エ：第5類ではない。
総合解説：無機過酸化物は第1類、過酸化水素は第6類である。名称の類似に惑わされず、法令上の品名を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0009 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：標準

危険物の規制に関する政令により、第1類の「その他政令で定めるもの」として指定されているものはどれか。

ア．過よう素酸塩類
イ．塩素化けい素化合物
ウ．金属のアジ化物
エ．ハロゲン間化合物

答え・解説 正答：ア

ア：過よう素酸塩類は政令第1条第1項で第1類の追加品名として指定される。
イ：塩素化けい素化合物は第3類の追加指定品名である。
ウ：金属のアジ化物は第5類の追加指定品名である。
エ：ハロゲン間化合物は第6類の追加指定品名である。
総合解説：消防法別表第一の「その他政令で定めるもの」は、危険物の規制に関する政令第1条で類別ごとに具体化されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0010 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：標準

政令第1条で追加指定される「塩素化けい素化合物」は、どの類の危険物に属するか。

ア．第1類の追加指定品名
イ．第3類の追加指定品名
ウ．第5類の追加指定品名
エ．第6類の追加指定品名

答え・解説 正答：イ

ア：第1類の追加指定品名ではない。
イ：塩素化けい素化合物は第3類の追加指定品名である。
ウ：第5類の追加指定品名ではない。
エ：第6類の追加指定品名ではない。
総合解説：危険物の規制に関する政令第1条第2項は、第3類の追加指定品名として塩素化けい素化合物を定めている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0011 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：応用

危険物の規制に関する政令第1条の指定について正しいものはどれか。

ア．金属のアジ化物は第5類の追加指定品名である。
イ．ハロゲン間化合物は第5類の追加指定品名である。
ウ．塩素化けい素化合物は第5類の追加指定品名である。
エ．炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は第5類の追加指定品名である。

答え・解説 正答：ア

ア：金属のアジ化物は第5類の追加指定品名に含まれる。
イ：ハロゲン間化合物は第6類の追加指定品名である。
ウ：塩素化けい素化合物は第3類の追加指定品名である。
エ：炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は第1類の追加指定品名である。
総合解説：政令第1条は類別ごとに追加品名を定めている。第5類では金属のアジ化物、硝酸グアニジン等が指定される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0012 危険物規制 > 危険物の定義・類別・品名 ｜ 難易度：応用

政令第1条による追加指定品名と類別の組合せとして正しいものはどれか。

ア．金属のアジ化物―第6類
イ．塩素化けい素化合物―第1類
ウ．ハロゲン間化合物―第6類
エ．過よう素酸―第3類

答え・解説 正答：ウ

ア：金属のアジ化物は第5類の追加指定品名である。
イ：塩素化けい素化合物は第3類の追加指定品名である。
ウ：ハロゲン間化合物は第6類の追加指定品名である。
エ：過よう素酸は第1類の追加指定品名である。
総合解説：政令第1条は、別表第一の『その他政令で定めるもの』を具体化しており、第6類にはハロゲン間化合物が追加指定される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0013 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：基礎

第1類の酸化性固体について、種別と指定数量の組合せとして正しいものはどれか。

ア．第一種10kg・第二種50kg・第三種300kg
イ．第一種50kg・第二種300kg・第三種1,000kg
ウ．第一種100kg・第二種500kg・第三種1,000kg
エ．第一種300kg・第二種1,000kg・第三種3,000kg

答え・解説 正答：イ

ア：第一種は10kgではなく50kgである。
イ：第一種50kg、第二種300kg、第三種1,000kgが正しい。
ウ：第1類の法定区分と一致しない。
エ：いずれも第1類の法定指定数量と一致しない。
総合解説：第1類は危険性の程度に応じ、第一種50kg、第二種300kg、第三種1,000kgと指定数量が段階化されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0014 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：基礎

第2類の硫黄と鉄粉の指定数量の組合せとして正しいものはどれか。

ア．硫黄50kg・鉄粉100kg
イ．硫黄100kg・鉄粉500kg
ウ．硫黄500kg・鉄粉100kg
エ．硫黄1,000kg・鉄粉500kg

答え・解説 正答：イ

ア：硫黄は100kg、鉄粉は500kgであり、いずれも誤りである。
イ：硫黄100kg、鉄粉500kgが正しい。
ウ：硫黄と鉄粉の指定数量を取り違えている。
エ：硫黄の指定数量は1,000kgではない。
総合解説：第2類では、硫化りん・赤りん・硫黄・第一種可燃性固体は100kg、鉄粉・第二種可燃性固体は500kg、引火性固体は1,000kgである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0015 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：標準

第3類のカリウムと黄りんの指定数量を比較した記述として正しいものはどれか。

ア．カリウム20kg、黄りん10kgで、黄りんの方が小さい。
イ．カリウム10kg、黄りん20kgで、カリウムの方が小さい。
ウ．カリウム50kg、黄りん20kgで、黄りんの方が小さい。
エ．カリウム10kg、黄りん50kgで、両者は同じ倍数区分である。

答え・解説 正答：イ

ア：数量が逆である。
イ：カリウム10kg、黄りん20kgが正しく、カリウムの方が指定数量は小さい。
ウ：カリウムは50kgではない。
エ：黄りんは50kgではなく、両者の指定数量も異なる。
総合解説：第3類ではカリウム・ナトリウム等は10kg、黄りんは20kgである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0016 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：基礎

第4類の特殊引火物と第一石油類（非水溶性液体）の指定数量の組合せとして正しいものはどれか。

ア．特殊引火物50L・第一石油類（非水溶性）200L
イ．特殊引火物200L・第一石油類（非水溶性）50L
ウ．特殊引火物400L・第一石油類（非水溶性）1,000L
エ．特殊引火物1,000L・第一石油類（非水溶性）2,000L

答え・解説 正答：ア

ア：特殊引火物50L、第一石油類（非水溶性）200Lが正しい。
イ：両者の指定数量を取り違えている。
ウ：特殊引火物は400Lではなく、第一石油類（非水溶性）も1,000Lではない。
エ：いずれも法定指定数量より大きい。
総合解説：第4類では特殊引火物が50Lと最も小さく、第一石油類の非水溶性液体は200Lである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0017 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：標準

第一石油類の水溶性・非水溶性による指定数量の違いについて正しいものはどれか。

ア．非水溶性200L、水溶性400Lで、水溶性は非水溶性の2倍である。
イ．非水溶性400L、水溶性200Lで、水溶性の方が小さい。
ウ．水溶性・非水溶性とも1,000Lである。
エ．水溶性・非水溶性の区別は第一石油類には存在しない。

答え・解説 正答：ア

ア：第一石油類は非水溶性200L、水溶性400Lである。
イ：水溶性と非水溶性が逆である。
ウ：1,000Lは第二石油類の非水溶性液体の指定数量である。
エ：第一石油類では水溶性・非水溶性により指定数量が異なる。
総合解説：第一石油類は非水溶性200L、水溶性400Lである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0018 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：基礎

アルコール類の指定数量に関する記述として正しいものはどれか。

ア．アルコール類は200Lで、第一石油類（非水溶性）と同じである。
イ．アルコール類は400Lで、第一石油類（水溶性）と同じ数量である。
ウ．アルコール類は1,000Lで、第二石油類（非水溶性）と同じである。
エ．アルコール類は2,000Lで、第二石油類（水溶性）と同じである。

答え・解説 正答：イ

ア：アルコール類は200Lではなく400Lである。
イ：アルコール類の指定数量は400Lで、第一石油類（水溶性）も400Lである。
ウ：アルコール類は1,000Lではない。
エ：アルコール類は2,000Lではない。
総合解説：アルコール類の指定数量は400Lである。第一石油類の水溶性液体も400Lであるため、関連する数値を整理して覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0019 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：標準

第二石油類の指定数量について正しいものはどれか。

ア．非水溶性500L、水溶性1,000L
イ．非水溶性1,000L、水溶性2,000L
ウ．非水溶性2,000L、水溶性4,000L
エ．水溶性・非水溶性とも1,000L

答え・解説 正答：イ

ア：第二石油類の非水溶性は500Lではない。
イ：非水溶性1,000L、水溶性2,000Lが正しい。
ウ：これは第三石油類の指定数量である。
エ：水溶性は2,000Lであり同一ではない。
総合解説：第二石油類は非水溶性1,000L、水溶性2,000Lである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0020 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：標準

第三石油類の指定数量として正しい組合せはどれか。

ア．非水溶性1,000L・水溶性2,000L
イ．非水溶性2,000L・水溶性4,000L
ウ．非水溶性4,000L・水溶性6,000L
エ．非水溶性6,000L・水溶性10,000L

答え・解説 正答：イ

ア：これは第二石油類の数値である。
イ：第三石油類は非水溶性2,000L、水溶性4,000Lである。
ウ：第三石油類の指定数量ではない。
エ：第四石油類・動植物油類の数値と混同している。
総合解説：第三石油類は非水溶性2,000L、水溶性4,000Lである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0021 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：標準

第四石油類と動植物油類の指定数量を比較した記述として正しいものはどれか。

ア．第四石油類4,000L・動植物油類6,000Lである。
イ．第四石油類6,000L・動植物油類10,000Lで、動植物油類の方が大きい。
ウ．第四石油類10,000L・動植物油類6,000Lで、第四石油類の方が大きい。
エ．両者とも2,000Lで同じである。

答え・解説 正答：イ

ア：第四石油類は6,000L、動植物油類は10,000Lである。
イ：法定指定数量と大小関係の双方が正しい。
ウ：両者の数値を逆にしている。
エ：両者は同じではなく、2,000Lでもない。
総合解説：第4類のうち、第四石油類は6,000L、動植物油類は10,000Lである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0022 危険物規制 > 指定数量 ｜ 難易度：応用

第5類・第6類の指定数量について正しい記述はどれか。

ア．第5類第一種自己反応性物質は100kgである。
イ．第5類第二種自己反応性物質は300kgである。
ウ．第6類は性状によらず指定数量300kgである。
エ．第6類は第一種50kg、第二種300kg、第三種1,000kgに区分される。

答え・解説 正答：ウ

ア：第5類第一種自己反応性物質は10kgである。
イ：第5類第二種自己反応性物質は100kgである。
ウ：第6類の指定数量は300kgである。
エ：50・300・1,000kgの3区分は第1類の酸化性固体である。
総合解説：第5類は第一種10kg・第二種100kg、第6類は300kgである。類ごとの段階数も区別して覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0023 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：標準

同一場所で、第一石油類（非水溶性）100Lとアルコール類200Lを貯蔵する。指定数量の倍数の判定として正しいものはどれか。

ア．合計0.5倍であり、指定数量未満である。
イ．合計0.75倍であり、指定数量未満である。
ウ．合計1.0倍であり、指定数量以上とみなされる。
エ．合計1.5倍であり、指定数量以上とみなされる。

答え・解説 正答：ウ

ア：第一石油類分0.5倍だけを計算しており、アルコール類分を加えていない。
イ：合計は0.75倍ではない。
ウ：100/200 + 200/400 = 0.5 + 0.5 = 1.0で、指定数量以上とみなされる。
エ：合計は1.5倍ではない。
総合解説：異なる危険物を同一場所で貯蔵・取扱いする場合、それぞれの数量を指定数量で除した商を合計し、その和が1以上なら指定数量以上とみなされる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0024 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：標準

第二石油類（非水溶性）600Lと第三石油類（非水溶性）1,000Lを同一場所で取り扱う。この場所の法令上の判定として正しいものはどれか。

ア．合計0.6倍なので、第三石油類を計算対象から除外する。
イ．合計0.9倍なので、指定数量未満とみなす。
ウ．合計1.1倍なので、指定数量以上の危険物を取り扱っているものとみなす。
エ．合計1.6倍なので、直ちに製造所とみなす。

答え・解説 正答：ウ

ア：第二石油類だけでなく第三石油類も倍数計算に含める。
イ：600/1,000 + 1,000/2,000 = 1.1であり0.9ではない。
ウ：0.6 + 0.5 = 1.1となり、指定数量以上とみなされる。
エ：合計値も誤りであり、倍数1.6だから自動的に製造所になるわけでもない。
総合解説：倍数の和は1.1である。『指定数量以上かどうか』と『施設区分が何か』は別の判断であり、倍数だけで製造所と決まるわけではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0025 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：応用

特殊引火物10Lと第一石油類（非水溶性）120Lを同一場所で貯蔵している。ここへアルコール類を追加し、指定数量の倍数の合計をちょうど1.0にしたい。追加量として正しいものはどれか。

ア．アルコール類40Lを追加すると、合計0.9倍になる。
イ．アルコール類60Lを追加すると、合計0.95倍になる。
ウ．アルコール類80Lを追加すると、合計1.0倍になる。
エ．アルコール類160Lを追加すると、合計1.2倍になる。

答え・解説 正答：ウ

ア：現在は10/50 + 120/200 = 0.8倍で、40/400=0.1を加えると0.9倍であるため目標に届かない。
イ：60/400=0.15を加えると0.95倍であり目標に届かない。
ウ：現在0.8倍に80/400=0.2を加えると、ちょうど1.0倍になる。
エ：160/400=0.4を加えるため合計1.2倍となり、目標を超える。
総合解説：逆算では、まず既存分を0.8倍と求め、1.0まで不足する0.2倍をアルコール類の指定数量400Lに掛ける。0.2×400=80Lである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0026 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：標準

カリウム5kgと黄りん5kgを同一場所で貯蔵している。指定数量の倍数をちょうど1.0にするため、黄りんだけを追加する場合の追加量はどれか。

ア．黄りん2.5kgを追加すると合計0.875倍になる。
イ．黄りん5kgを追加すると合計1.0倍になる。
ウ．黄りん10kgを追加すると合計1.25倍になる。
エ．黄りん15kgを追加すると合計1.5倍になる。

答え・解説 正答：イ

ア：現状は5/10 + 5/20 = 0.75倍で、2.5/20=0.125を加えても0.875倍である。
イ：不足する0.25倍に黄りんの指定数量20kgを掛けると5kgで、合計1.0倍になる。
ウ：10kg追加は0.5倍分なので合計1.25倍となる。
エ：15kg追加は0.75倍分なので合計1.5倍となる。
総合解説：カリウム5kgは0.5倍、黄りん5kgは0.25倍で現状0.75倍。残り0.25倍を黄りんで補うには5kg必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0027 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：標準

第一種酸化性固体25kgと第二種酸化性固体150kgを同一場所で貯蔵する場合の倍数計算式として正しいものはどれか。

ア．25÷300 + 150÷50 として計算する。
イ．25+150を第一種の指定数量50kgだけで除す。
ウ．25÷50 + 150÷300 として計算し、合計1.0倍とする。
エ．25÷1,000 + 150÷1,000 として計算する。

答え・解説 正答：ウ

ア：第一種と第二種の指定数量を逆に用いている。
イ：異なる指定数量を持つ危険物を合算して一つの指定数量で除す方法は誤りである。
ウ：第一種50kg、第二種300kgをそれぞれ分母にして0.5+0.5=1.0倍とするのが正しい。
エ：第三種の1,000kgを双方に用いるのは誤りである。
総合解説：倍数計算は危険物ごとに『実数量÷その危険物の指定数量』を求めてから合計する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0028 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：応用

第一種自己反応性物質3kgと第二種自己反応性物質80kgを同一場所で貯蔵する。この場所の判定として正しいものはどれか。

ア．第二種分だけを計算し0.8倍なので指定数量未満とする。
イ．両者の質量を単純合計して83kgなので指定数量未満とする。
ウ．0.3倍と0.8倍を合算して1.1倍となり、指定数量以上とみなす。
エ．第一種と第二種は同じ第5類なので倍数を合算してはならない。

答え・解説 正答：ウ

ア：第一種分も計算対象である。
イ：指定数量が異なるため、単純な質量合計では判定できない。
ウ：3/10=0.3、80/100=0.8、合計1.1で正しい。
エ：同じ類でも指定数量が異なる場合はそれぞれの倍数を求めて合算する。
総合解説：第5類第一種は10kg、第二種は100kgが指定数量であるため、0.3+0.8=1.1倍となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0029 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：応用

第一石油類（水溶性）200Lと第二石油類（非水溶性）500Lを同一場所で取り扱う場合の計算として正しいものはどれか。

ア．200÷200 + 500÷1,000 = 1.5倍とする。
イ．200÷400 + 500÷1,000 = 1.0倍とする。
ウ．200÷400 + 500÷2,000 = 0.75倍とする。
エ．200と500を合算して700÷400 = 1.75倍とする。

答え・解説 正答：イ

ア：第一石油類の水溶性液体の指定数量は400Lであり、200Lを分母に用いるのは誤りである。
イ：第一石油類水溶性400L、第二石油類非水溶性1,000Lを用い、0.5+0.5=1.0倍となる。
ウ：2,000Lは第二石油類の水溶性液体の指定数量である。
エ：異なる指定数量の数量を単純合計して一つの分母で除す方法は誤りである。
総合解説：水溶性・非水溶性を取り違えず、それぞれに対応する指定数量を分母に用いる必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0030 危険物規制 > 指定数量の倍数計算 ｜ 難易度：応用

第四石油類3,000Lを貯蔵している場所で、動植物油類を追加して指定数量の倍数の合計を0.9倍にしたい。追加できる動植物油類の量として正しいものはどれか。

ア．1,000Lを追加すると合計0.6倍になる。
イ．3,000Lを追加すると合計0.8倍になる。
ウ．4,000Lを追加すると合計0.9倍になる。
エ．5,000Lを追加すると合計1.0倍になる。

答え・解説 正答：ウ

ア：第四石油類3,000/6,000=0.5、1,000/10,000=0.1で合計0.6倍となり目標に届かない。
イ：3,000/10,000=0.3を加えると0.8倍である。
ウ：4,000/10,000=0.4を加えるため、0.5+0.4=0.9倍となる。
エ：5,000/10,000=0.5を加えると合計1.0倍となる。
総合解説：第四石油類3,000Lは0.5倍。0.9倍まで残り0.4倍なので、動植物油類10,000L×0.4=4,000Lとなる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0031 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：基礎

消防法上の「製造所等」に含まれないものはどれか。

ア．製造所
イ．貯蔵所
ウ．取扱所
エ．防火対象物一般

答え・解説 正答：エ

ア：製造所は製造所等に含まれる。
イ：貯蔵所は製造所等に含まれる。
ウ：取扱所は製造所等に含まれる。
エ：一般の防火対象物という概念自体は、製造所等の三分類には含まれない。
総合解説：消防法の危険物規制でいう製造所等は、製造所、貯蔵所、取扱所の総称である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0032 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：基礎

危険物の規制に関する政令上、「貯蔵所」に分類されるものはどれか。

ア．移動タンク貯蔵所
イ．給油取扱所
ウ．販売取扱所
エ．一般取扱所

答え・解説 正答：ア

ア：車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵・取扱う施設は移動タンク貯蔵所であり、貯蔵所の一種である。
イ：給油取扱所は取扱所の一種である。
ウ：販売取扱所は取扱所の一種である。
エ：一般取扱所は取扱所の一種である。
総合解説：貯蔵所には屋内、屋外タンク、屋内タンク、地下タンク、簡易タンク、移動タンク、屋外の各貯蔵所がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0033 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：標準

屋内貯蔵所の説明として最も適切なものはどれか。

ア．屋内のタンクだけで危険物を貯蔵する施設
イ．地下に埋設したタンクで危険物を貯蔵する施設
ウ．屋外の容器置場で危険物を貯蔵する施設
エ．屋内の場所において危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所

答え・解説 正答：エ

ア：屋内タンクを用いるものは屋内タンク貯蔵所であり、屋内貯蔵所とは別区分である。
イ：地下タンクを用いるものは地下タンク貯蔵所である。
ウ：屋外の場所で一定の危険物を貯蔵するものは屋外貯蔵所である。
エ：政令第2条は屋内の場所で危険物を貯蔵・取扱う貯蔵所を屋内貯蔵所とする。
総合解説：「屋内貯蔵所」と「屋内タンク貯蔵所」は別区分である。施設の形態を正確に読み分ける必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0034 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：標準

地盤面下に埋没されているタンクで危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所は原則として何に分類されるか。

ア．屋外タンク貯蔵所
イ．屋内タンク貯蔵所
ウ．地下タンク貯蔵所
エ．簡易タンク貯蔵所

答え・解説 正答：ウ

ア：屋外にあるタンクを用いるものは屋外タンク貯蔵所である。
イ：屋内にあるタンクを用いるものは屋内タンク貯蔵所である。
ウ：地盤面下に埋没されたタンクを用いるものは地下タンク貯蔵所である。
エ：簡易タンクを用いるものは簡易タンク貯蔵所である。
総合解説：タンクの設置位置・形態により、屋外タンク、屋内タンク、地下タンク、簡易タンク、移動タンクなどに区分される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0035 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：基礎

タンクローリーのように、車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所の区分はどれか。

ア．地下タンク貯蔵所
イ．移動タンク貯蔵所
ウ．移送取扱所
エ．一般取扱所

答え・解説 正答：イ

ア：地下タンク貯蔵所は地盤面下のタンクを用いる。
イ：車両に固定されたタンクを用いるものは移動タンク貯蔵所である。
ウ：移送取扱所は主として配管・ポンプ等により危険物を移送する取扱所である。
エ：一般取扱所は他の取扱所区分に該当しない取扱所である。
総合解説：「移動タンク貯蔵所」は名称に「移動」とあるが、法令上は取扱所ではなく貯蔵所の一種である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0036 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：応用

屋外貯蔵所で貯蔵・取扱いの対象となり得る第2類の危険物として適切なものはどれか。

ア．マグネシウム
イ．鉄粉
ウ．金属粉
エ．硫黄

答え・解説 正答：エ

ア：マグネシウムは屋外貯蔵所の対象品名として掲げられていない。
イ：鉄粉は屋外貯蔵所の対象品名として掲げられていない。
ウ：金属粉は屋外貯蔵所の対象品名として掲げられていない。
エ：硫黄は屋外貯蔵所で貯蔵・取扱いできる第2類の対象品名に含まれる。
総合解説：屋外貯蔵所で扱える危険物は限定されており、第2類では硫黄などの所定の品名が対象となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0037 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：基礎

危険物の規制に関する政令上の取扱所の区分に含まれないものはどれか。

ア．給油取扱所
イ．販売取扱所
ウ．移送取扱所
エ．屋内取扱所

答え・解説 正答：エ

ア：給油取扱所は政令上の取扱所区分である。
イ：販売取扱所は政令上の取扱所区分である。
ウ：移送取扱所は政令上の取扱所区分である。
エ：「屋内取扱所」という独立した法令上の区分はない。その他は一般取扱所として整理される。
総合解説：取扱所は給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0038 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：標準

店舗で容器入りのまま危険物を販売する販売取扱所について、指定数量の倍数が12である場合の区分はどれか。

ア．第一種販売取扱所
イ．第二種販売取扱所
ウ．給油取扱所
エ．一般取扱所

答え・解説 正答：ア

ア：指定数量の倍数が15以下の販売取扱所は第一種販売取扱所である。
イ：第二種は15を超え40以下である。
ウ：自動車等へ直接給油する施設ではない。
エ：販売取扱所の定義に該当するため一般取扱所にはしない。
総合解説：販売取扱所は、指定数量の倍数15以下が第一種、15を超え40以下が第二種である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0039 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：標準

店舗で容器入り危険物を販売し、指定数量の倍数が25である。政令上の区分はどれか。

ア．第一種販売取扱所
イ．給油取扱所
ウ．第二種販売取扱所
エ．移送取扱所

答え・解説 正答：ウ

ア：第一種は15以下である。
イ：自動車等への直接給油を主とする施設ではない。
ウ：15を超え40以下なので第二種販売取扱所である。
エ：配管等による危険物の移送を行う施設ではない。
総合解説：販売取扱所の境界値は15と40である。25倍は第二種販売取扱所に当たる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0040 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：応用

長距離の配管とポンプ等を用いて危険物を移送する施設を計画している。この施設の取扱所区分として最も適切なものはどれか。

ア．販売取扱所
イ．移動タンク貯蔵所
ウ．給油取扱所
エ．移送取扱所

答え・解説 正答：エ

ア：容器入り危険物を店舗で販売する施設ではない。
イ：車両に固定されたタンクで貯蔵・取扱いする施設ではない。
ウ：自動車等の燃料タンクへ直接給油する施設ではない。
エ：配管・ポンプ等によって危険物を移送する取扱所は移送取扱所である。
総合解説：移送取扱所は配管およびポンプ等により危険物を移送する施設であり、車両を用いる移動タンク貯蔵所とは明確に区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0041 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：標準

固定給油設備により、自動車の燃料タンクへガソリンを直接給油することを主な業務とする施設は、原則としてどの区分か。

ア．屋外貯蔵所
イ．給油取扱所
ウ．販売取扱所
エ．一般取扱所

答え・解説 正答：イ

ア：危険物を屋外で貯蔵する施設の説明ではない。
イ：自動車等の燃料タンクへ直接給油するため危険物を取り扱う施設は給油取扱所である。
ウ：容器入りのまま店舗販売する施設ではない。
エ：給油取扱所という個別区分に該当するため一般取扱所ではない。
総合解説：給油取扱所は、自動車等の燃料タンクへ給油設備で直接給油する取扱所である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0042 製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 ｜ 難易度：応用

一般取扱所の法令上の位置付けとして正しいものはどれか。

ア．給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外の取扱所
イ．屋内にあるすべての危険物施設
ウ．指定数量の倍数が40を超える販売取扱所の総称
エ．危険物を製造する施設のうち小規模なもの

答え・解説 正答：ア

ア：政令第3条は、給油・販売・移送の各取扱所以外の取扱所を一般取扱所とする。
イ：屋内か屋外かだけで一般取扱所になるわけではない。
ウ：販売取扱所は倍数40以下の範囲で区分され、40超を自動的に一般取扱所と呼ぶという定義ではない。
エ：危険物を製造する施設は製造所であり、一般取扱所ではない。
総合解説：一般取扱所は、政令で個別定義された給油、販売、移送の各取扱所以外の取扱所を受ける残余的な区分である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0043 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を取り扱う製造所を新たに設置しようとする場合、消防法上まず必要となる手続として適切なものはどれか。

ア．完成後に届出だけを行う
イ．消防署長の口頭承認だけを得る
ウ．使用開始後に完成検査を申請する
エ．所定の許可権者から設置許可を受ける

答え・解説 正答：エ

ア：製造所等の設置は単なる事後届出ではない。
イ：法定の設置許可が必要で、口頭承認だけでは足りない。
ウ：完成検査は設置許可を受けて工事を行った後の手続である。
エ：消防法第11条により、製造所等ごとに所定の許可権者の許可を受ける必要がある。
総合解説：製造所等は、設置許可→工事→完成検査→基準適合確認後の使用、という流れが基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0044 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：標準

既設の製造所等について、消防法第11条の変更許可の対象となるものはどれか。

ア．位置、構造または設備の変更
イ．会社の担当者の交代だけ
ウ．同じ設備の清掃作業だけ
エ．危険物取扱者の休日予定の変更

答え・解説 正答：ア

ア：製造所等の位置、構造または設備を変更しようとする場合は変更許可の対象となる。
イ：担当者交代だけで第11条の変更許可対象になるわけではない。
ウ：通常の清掃だけは位置・構造・設備の変更ではない。
エ：勤務予定の変更は製造所等の位置・構造・設備の変更ではない。
総合解説：消防法第11条は設置だけでなく、製造所等の位置、構造または設備の変更にも許可を要求する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0045 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：応用

消防本部および消防署を置く市町村の区域内に設置される、移送取扱所以外の製造所等の許可権者は原則として誰か。

ア．総務大臣
イ．都道府県公安委員会
ウ．消防庁長官
エ．当該市町村長

答え・解説 正答：エ

ア：総務大臣は、二以上の都道府県区域にわたる一定の移送取扱所などで問題となる。
イ：公安委員会はこの設置許可の一般的な許可権者ではない。
ウ：消防庁長官が一般の製造所等の設置許可を直接行うわけではない。
エ：消防本部等所在市町村の区域にある移送取扱所以外の製造所等は、当該市町村長が許可する。
総合解説：許可権者は施設の所在区域と移送取扱所かどうかで異なる。通常の消防本部等所在市町村内の施設は市町村長が基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0046 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：応用

二以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所について、消防法上の許可権者は誰か。

ア．当該施設の起点側の市町村長
イ．総務大臣
ウ．都道府県公安委員会
エ．消防庁長官

答え・解説 正答：イ

ア：二以上の都道府県にまたがる移送取扱所を一市町村長だけが許可する仕組みではない。
イ：消防法第11条第1項第4号により総務大臣が許可権者となる。
ウ：公安委員会は許可権者ではない。
エ：消防庁長官ではなく、法律上は総務大臣である。
総合解説：移送取扱所は広域性に応じて許可権者が変わる。二以上の都道府県区域にわたるものは総務大臣が許可する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0047 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：基礎

製造所等の設置許可申請書に記載する事項として、政令上明示されているものはどれか。

ア．従業員全員の家族構成
イ．危険物の類、品名および最大数量
ウ．近隣住民全員の同意書番号
エ．危険物取扱者試験の得点

答え・解説 正答：イ

ア：従業員の家族構成は設置許可申請の法定記載事項ではない。
イ：危険物の類、品名および最大数量は政令第6条の記載事項である。
ウ：一般に近隣住民全員の同意書番号が政令第6条の記載事項として列挙されているわけではない。
エ：試験得点は設置許可申請の記載事項ではない。
総合解説：設置許可申請には施設区分、設置場所、危険物の類・品名・最大数量、指定数量の倍数、位置・構造・設備、貯蔵取扱方法、工期予定などを記載する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0048 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：標準

製造所等を設置した後の使用開始について正しいものはどれか。

ア．設置許可があれば、工事完成直後から自由に使用できる。
イ．完成検査の申請だけで、検査前から使用できる。
ウ．完成検査を受け、技術上の基準に適合すると認められた後でなければ原則使用できない。
エ．危険物取扱者が立ち会えば完成検査は不要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：設置許可と完成検査は別手続であり、許可だけで使用開始できない。
イ：申請しただけでは足りず、基準適合が認められる必要がある。
ウ：消防法第11条第5項の原則である。
エ：危険物取扱者の立会いは完成検査の代替にはならない。
総合解説：完成検査は、許可どおりに施設が完成し、技術上の基準に適合していることを確認して使用開始につなげる手続である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0049 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：応用

完成検査前検査について最も適切な説明はどれか。

ア．一定の液体危険物タンク等について、工事段階で特定事項が技術上の基準に適合するかを確認する検査

イ．すべての危険物取扱者が5年ごとに受ける講習

ウ．完成検査の代わりに所有者が自主的に行う任意検査

エ．仮貯蔵を開始した後に必ず行う立入検査

答え・解説 正答：ア

ア：一定のタンク等では、完成後に確認しにくい事項等について完成検査前検査が制度化されている。

イ：保安講習とは別制度である。

ウ：法定の検査であり、単なる任意自主検査ではない。

エ：仮貯蔵の事後検査という制度ではない。

総合解説：消防法第11条の2は、政令で定める液体危険物タンク等の特定事項について完成検査前検査を規定する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0050 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：応用

完成検査前検査で技術上の基準に適合していると認められた特定事項について、その後の完成検査ではどう扱われるか。

ア．必ず同一内容をもう一度全て検査しなければならない。

イ．特定事項について完成検査を受けることを要しない。

ウ．完成検査そのものが施設全体について不要になる。

エ．危険物保安監督者が代わりに検査する。

答え・解説 正答：イ

ア：消防法は適合確認済みの特定事項の重複検査を要求していない。

イ：適合認定された特定事項については完成検査を受けることを要しない。

ウ：施設全体の完成検査が当然に不要になるわけではない。

エ：危険物保安監督者が行政の完成検査を代行する制度ではない。

総合解説：完成検査前検査と完成検査は連携しており、既に適合確認された特定事項は完成検査で重ねて受検する必要がない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0051 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：標準

市町村長等が製造所等の設置・変更許可を与える際の判断について正しいものはどれか。

ア．位置・構造・設備の技術基準だけに適合すれば、公共安全への支障は考慮しない。

イ．申請者が危険物取扱者であれば技術基準への適合は不要である。

ウ．位置・構造・設備が技術基準に適合し、かつ危険物の貯蔵・取扱いが公共の安全維持等に支障を及ぼすおそれがないことが必要である。

エ．近隣住民の全員一致の同意が法定許可要件の唯一の基準である。

答え・解説 正答：ウ

ア：消防法第11条第2項は技術基準への適合に加え、公共安全・災害防止への支障がないことも要求する。
イ：資格保有は施設の技術基準適合を免除しない。
ウ：これが法定の許可判断の基本要件である。
エ：住民全員一致だけを唯一の法定要件とする規定ではない。
総合解説：許可審査は施設基準だけでなく、危険物の貯蔵・取扱いが公共の安全維持または災害発生防止に支障を及ぼさないことも見る。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0052 製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 ｜ 難易度：標準

新設する製造所等について、一般的な手続の順序として最も適切なものはどれか。

ア．完成検査→設置許可→工事→使用

イ．設置許可→工事→完成検査→基準適合確認後に使用

ウ．工事→使用→設置許可→完成検査

エ．設置届出→使用→必要に応じて許可

答え・解説 正答：イ

ア：完成検査は設置許可後の工事を経て行う。
イ：設置許可を先に受け、工事後に完成検査を受け、基準適合確認後に使用するのが原則である。
ウ：許可前工事・検査前使用を前提とする順序は適切でない。
エ：製造所等の新設は単なる届出制ではなく許可制である。
総合解説：設置許可と完成検査の役割を区別し、許可→施工→検査→使用という基本順序を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0053 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を製造所等以外の場所で仮に貯蔵・取扱いする場合の消防法上の原則として正しいものはどれか。

ア．市町村長等の許可を受ければ30日以内可能
イ．所轄消防長または消防署長の承認を受け、10日以内で行う
ウ．危険物取扱者がいれば期間制限なく可能
エ．都道府県公安委員会への届出だけで7日以内可能

答え・解説 正答：イ

ア：仮貯蔵・仮取扱いの根拠は設置許可とは異なり、期間も30日ではない。
イ：消防法第10条第1項ただし書の内容である。
ウ：資格者がいるだけで場所・期間の規制がなくなるわけではない。
エ：公安委員会への単なる届出制度ではない。
総合解説：仮貯蔵・仮取扱いは、所轄消防長または消防署長の承認を受けた場合に限り、指定数量以上でも10日以内の期間で認められる例外である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0054 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：標準

製造所等の変更工事中に、完成検査前の仮使用承認の対象となり得る部分は原則どれか。

ア．変更工事に係る部分以外の部分
イ．未許可の増設部分
ウ．変更工事中で設備が未完成の部分だけ
エ．製造所等とは無関係な隣接建物だけ

答え・解説 正答：ア

ア：消防法第11条第5項ただし書は、変更工事に係る部分以外の全部または一部について承認を受けた場合の仮使用を認める。
イ：未許可部分を仮使用する制度ではない。
ウ：変更工事そのものの未完成部分を当然に使える制度ではない。
エ：対象は当該製造所等の一部である。
総合解説：仮使用は、変更工事中でも安全に使用できる「工事部分以外」を承認の範囲内で使用するための制度である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0055 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：標準

仮使用承認を申請するとき、規則上申請書に添付するものとして適切なものはどれか。

ア．危険物取扱者全員の試験答案
イ．近隣住民の戸籍謄本
ウ．変更工事に際して講ずる火災予防上の措置を記載した書類
エ．過去10年分の売上帳簿

答え・解説 正答：ウ

ア：試験答案は仮使用承認の添付書類ではない。
イ：戸籍謄本を一般的添付書類として要求する規定ではない。
ウ：規則第5条の2が求める書類である。
エ：売上帳簿は法定の一般添付書類ではない。
総合解説：仮使用では工事中の火災危険を管理する必要があるため、火災予防上の措置を記載した書類を添付して申請する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0056 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：標準

製造所等の位置・構造・設備を変更せず、貯蔵する危険物の品名・数量または指定数量の倍数を変更しようとする場合、原則いつまでに届け出る必要があるか。

ア．変更後30日以内
イ．変更当日まで
ウ．変更しようとする日の10日前まで
エ．次の定期点検時まで

答え・解説 正答：ウ

ア：事後30日以内ではない。
イ：当日では法定期限を満たさない。
ウ：消防法第11条の4により10日前までの届出が必要である。
エ：定期点検まで待てる制度ではない。
総合解説：品名・数量・指定数量の倍数変更届は、位置・構造・設備を変えない場合でも、変更しようとする日の10日前までに行う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0057 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：標準

許可を受けた製造所等が譲渡された場合の扱いとして正しいものはどれか。

ア．新所有者は必ず最初から設置許可を取り直し、旧許可は消滅する。

イ．譲受人は許可を受けた者の地位を承継し、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出る。

ウ．譲渡後10日前までに遡って届出をしなければならない。

エ．危険物取扱者免状の名義だけを変更すれば届出は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：消防法は譲受人等による許可地位の承継を認めている。

イ：消防法第11条第6項の内容である。

ウ：事前10日前届ではなく、承継後に遅滞なく届け出る。

エ：施設許可の承継届と危険物取扱者免状は別問題である。

総合解説：施設の譲渡・引渡しでは、許可地位は承継され、承継者は遅滞なく届出を行う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0058 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：基礎

製造所、貯蔵所または取扱所の用途を廃止した場合の消防法上の手続はどれか。

ア．何の手続も不要

イ．廃止後1年以内に任意報告

ウ．遅滞なく市町村長等に届け出る

エ．必ず事前に総務大臣の許可を受ける

答え・解説 正答：ウ

ア：用途廃止には届出義務がある。

イ：1年以内という期限ではなく、遅滞なく届け出る。

ウ：消防法第12条の6の規定である。

エ：一般に総務大臣の事前許可を一律に要求する制度ではない。

総合解説：製造所等の用途を廃止した所有者等は、遅滞なく市町村長等へ届け出なければならない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0059 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：応用

「仮貯蔵・仮取扱い」と「仮使用」の違いについて正しいものはどれか。

ア．どちらも同じ制度で、承認者も対象も完全に同一である。

イ．仮使用は製造所等の新設工事中に未完成部分を自由に使う制度である。

ウ．仮貯蔵・仮取扱いは製造所等以外の場所での10日以内の例外であり、仮使用は既設製造所等の変更工事中に工事部分以外を承認範囲で使う制度である。

エ．仮貯蔵・仮取扱いは指定数量未満の場合だけに適用される。

答え・解説 正答：ウ

ア：両制度は根拠条文・承認の対象が異なる。

イ：仮使用は未完成の変更工事部分を無条件で使う制度ではない。

ウ：両制度の違いを正確に表している。

エ：消防法第10条ただし書は指定数量以上を例外的に製造所等以外で仮貯蔵・仮取扱いする場合の規定である。

総合解説：名称が似ていても、仮貯蔵・仮取扱いは「場所規制の一時的例外」、仮使用は「変更工事中の既設施設の一部使用」という違いがある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0060 製造所等・許認可 > 仮貯蔵・仮取扱い・仮使用・各種届出 ｜ 難易度：標準

製造所等の位置・構造・設備は一切変更せず、貯蔵する危険物の品名と数量だけを変更する計画である。最も適切な手続はどれか。

ア．消防法第11条の4に基づく届出を、変更しようとする日の10日前までに行う。

イ．必ず位置・構造・設備の変更許可を受ける。

ウ．完成検査前検査だけを申請する。

エ．仮貯蔵・仮取扱いの承認だけを受ける。

答え・解説 正答：ア

ア：位置・構造・設備を変えず品名・数量等を変更する場合は第11条の4の届出が基本である。

イ：位置・構造・設備を変更しない前提なので、直ちに第11条の変更許可の対象とするのは不適切である。

ウ：完成検査前検査はこの変更届に代わる手続ではない。

エ：仮貯蔵・仮取扱いは製造所等以外で指定数量以上を一時的に扱う例外制度である。

総合解説：変更許可と届出は変更内容で使い分ける。位置・構造・設備を変えず、品名・数量・指定数量倍数だけを変える場合は原則として10日前までの届出である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0061 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：基礎

製造所、貯蔵所および取扱所の位置、構造および設備の技術上の基準について、消防法上正しいものはどれか。

ア．都道府県ごとに自由に定め、国の基準はない。
イ．危険物取扱者が施設ごとに任意に定める。
ウ．日本産業規格だけで定まり、消防法令には規定されない。
エ．消防法に基づき、政令で技術上の基準が定められる。

答え・解説 正答：エ

ア：国の消防法令による技術基準が存在するため、都道府県が完全に自由に定めるものではない。
イ：危険物取扱者が任意に決める基準ではない。
ウ：JISだけで完結する制度ではない。
エ：消防法第10条第4項は、製造所等の位置・構造・設備の技術上の基準を政令で定めるとしている。
総合解説：製造所等の位置・構造・設備は、消防法第10条第4項を根拠に危険物の規制に関する政令で施設区分ごとの技術基準が定められている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0062 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：基礎

製造所における危険物を取り扱う建築物の構造として、政令第9条の原則に適合するものはどれか。

ア．地階を有しない建築物
イ．地階だけで危険物を取り扱う建築物
ウ．地下3階まで危険物を取り扱う建築物
エ．地階の有無は一切規制されない建築物

答え・解説 正答：ア

ア：政令第9条第1項第4号は、危険物を取り扱う建築物を地階を有しないものとする。
イ：地階での危険物取扱いを原則とする基準ではない。
ウ：地下3階まで認める規定ではない。
エ：地階について明確な構造基準がある。
総合解説：製造所の危険物を取り扱う建築物は、原則として地階を有しない構造とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0063 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：標準

製造所の主要構造部について、政令第9条の基準に適合するものはどれか。

ア．壁・柱・床・はり・階段は原則として木材で造る。
イ．主要構造部の材質は危険物の種類にかかわらず規定がない。
ウ．延焼のおそれのある外壁は多数の開口部を設ける。
エ．壁・柱・床・はり・階段を不燃材料で造り、延焼のおそれのある外壁は所定の耐火構造とする。

答え・解説 正答：エ

ア：原則として不燃材料が求められる。
イ：材質について政令上の技術基準がある。
ウ：延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造とするのが原則である。
エ：政令第9条第1項第5号の内容に合致する。
総合解説：製造所の建築物では、不燃材料の使用と延焼防止を意識した外壁構造が要求される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0064 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：標準

製造所の危険物を取り扱う建築物の屋根について、政令第9条の原則として正しいものはどれか。

ア．可燃材料で重く造ることを原則とする。
イ．屋根については一切の材料規制がない。
ウ．不燃材料で造り、原則として金属板その他の軽量な不燃材料でふく。
エ．必ず鉄筋コンクリート造の耐火屋根だけとし、例外はない。

答え・解説 正答：ウ

ア：原則は不燃材料であり、可燃材料を用いることを原則としていない。
イ：屋根にも技術基準が定められている。
ウ：政令第9条第1項第6号の原則に合致する。
エ：一定の第2類危険物のみを取り扱う場合には特例があり、「必ず・例外なし」は誤りである。
総合解説：製造所の屋根は、火災・爆発時の安全性を考慮して不燃材料と軽量な不燃材料による被覆を原則とする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0065 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：標準

延焼のおそれのある外壁に設ける出入口など、製造所の開口部の防火対策として最も適切なものはどれか。

ア．すべて常時開放の木製戸とする。

イ．延焼のおそれのある外壁の出入口でも防火設備は不要である。

ウ．ガラスを用いる場合は普通板ガラスでなければならない。

エ．窓・出入口には所定の防火設備を設け、延焼のおそれのある外壁の出入口には自動閉鎖の特定防火設備を設ける。

答え・解説 正答：エ

ア：常時開放の木製戸を要求する基準ではない。
イ：延焼のおそれのある部分ではより高い防火性能が求められる。
ウ：政令ではガラスを用いる場合に網入りガラスを求める。
エ：政令第9条第1項第7号の基準に合致する。
総合解説：製造所では開口部からの延焼を防ぐため、防火設備・特定防火設備について具体的な基準がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0066 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：標準

液状危険物が建築物内で漏えいした場合の拡大防止を目的とする床の構造として正しいものはどれか。

ア．危険物が浸透しない構造とし、適当な傾斜を付け、漏れた危険物を一時的に貯留する設備を設ける。

イ．吸水性の高い木床とし、漏れた危険物を床に吸収させる。

ウ．床は水平でなければならず、貯留設備を設けてはならない。

エ．危険物が浸透する構造とし、地下へ自然排出させる。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第9条第1項第9号の基準そのものである。
イ：危険物を床材へ吸収させる構造は流出防止の趣旨に反する。
ウ：適当な傾斜と貯留設備が必要である。
エ：地下への浸透を許容する基準ではない。
総合解説：液状危険物の漏えい時に拡大を抑え回収できるよう、非浸透性、傾斜、貯留設備を組み合わせる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0067 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：基礎

製造所の危険物を取り扱う建築物に必要な設備として、政令第9条に明示されているものはどれか。

ア．居住用の寝室設備
イ．娯楽用の映像設備
ウ．従業員専用の浴室設備
エ．危険物を取り扱うために必要な採光・照明・換気設備

答え・解説 正答：エ

ア：寝室設備を義務付ける規定ではない。
イ：娯楽設備は技術基準上の必須設備ではない。
ウ：浴室設備を必須とする規定ではない。
エ：政令第9条第1項第10号により必要な採光、照明、換気設備を設ける。
総合解説：危険物を安全に取り扱うため、作業環境として必要な採光・照明・換気を確保する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0068 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：標準

可燃性の蒸気または可燃性の微粉が滞留するおそれのある製造所の建築物について、必要な措置はどれか。

ア．蒸気・微粉を室内下部へ集めて長時間滞留させる。
イ．蒸気・微粉を屋外の高所に排出する設備を設ける。
ウ．換気設備をすべて撤去する。
エ．開口部を完全密閉し、排出設備を設けない。

答え・解説 正答：イ

ア：滞留させることは火災・爆発危険を高める。
イ：政令第9条第1項第11号の基準である。
ウ：必要な換気・排出をなくすのは不適切である。
エ：可燃性蒸気等が滞留するおそれがある場合には排出設備が求められる。
総合解説：可燃性蒸気・微粉の滞留を防止するため、屋外の高所への排出設備が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0069 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：標準

屋外に液状危険物を取り扱う設備を新設する。漏えい時の流出拡大を防ぐため、政令第9条の原則に適合する施工はどれか。

ア．設備直下を未舗装の土とし、漏れた危険物を地中へ浸透させる。

イ．設備周囲の囲いを設けず、雨水と一緒に排水溝へ流す。

ウ．地盤を透水性材料で覆い、貯留設備を省略する。

エ．設備直下の周囲に高さ0.15m以上の囲い等を設け、地盤を非浸透性材料で覆うなどの流出防止措置を講じる。

答え・解説 正答：エ

ア：地下浸透を許容する施工は基準の趣旨に反する。
イ：流出防止措置を欠き不適切である。
ウ：地盤は危険物が浸透しない材料で覆う必要がある。
エ：政令第9条第1項第12号の基準に合致する。
総合解説：屋外の液状危険物取扱設備では、0.15m以上の囲い等、非浸透性地盤、傾斜・貯留設備などを組み合わせて流出を防止する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0070 位置・構造・設備 > 位置・構造・設備の共通基準 ｜ 難易度：応用

一般取扱所の位置、構造および設備の技術上の基準について、政令上の基本的な関係として正しいものはどれか。

ア．政令第19条により、原則として政令第9条第1項の製造所基準が準用される。

イ．一般取扱所には位置・構造・設備の基準が存在しない。

ウ．一般取扱所はすべて屋外タンク貯蔵所の基準だけを適用する。

エ．一般取扱所では消防法令ではなく事業者の社内規程のみを適用する。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第19条第1項は、一般取扱所に第9条第1項の製造所基準を準用する。
イ：一般取扱所にも法令上の技術基準がある。
ウ：屋外タンク貯蔵所の基準だけを一律に適用するものではない。
エ：社内規程だけで法令上の基準に代えることはできない。
総合解説：一般取扱所は、原則として製造所の位置・構造・設備基準を準用しつつ、取扱形態に応じた特例も設けられている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0071 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：基礎

屋内貯蔵所の一般的な貯蔵倉庫について、政令上の基本構造として適切なものはどれか。

ア．地下3階建てを原則とする。
イ．地階だけに設ける。
ウ．高さ制限なく高層化することを原則とする。
エ．原則として独立した平家建の貯蔵倉庫とする。

答え・解説 正答：エ

ア：一般的な屋内貯蔵所を地下3階建てとする基準ではない。
イ：一般的な屋内貯蔵所を地階だけに設ける基準ではない。
ウ：高さ制限なく高層化するのが原則ではない。
エ：政令第10条第1項では、一般的な屋内貯蔵所の貯蔵倉庫を独立した専用の平家建とすることを基本としている。
総合解説：屋内貯蔵所は、危険物を建築物内に貯蔵する施設であり、一般形では専用・平家建を基本に厳格な構造基準が設けられる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0072 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：基礎

屋外タンク貯蔵所で、指定数量の倍数が500以下の場合、屋外貯蔵タンクの周囲に原則として必要な空地の幅はどれか。

ア．3m以上（指定数量の倍数500以下の区分）
イ．5m以上（500を超え1,000以下の区分）
ウ．9m以上（1,000を超え2,000以下の区分）
エ．15m以上（3,000を超え4,000以下の区分）

答え・解説 正答：ア

ア：指定数量の倍数500以下では3m以上である。
イ：5m以上は500を超え1,000以下の区分である。
ウ：9m以上は1,000を超え2,000以下の区分である。
エ：15m以上はより大きい倍数区分等で問題となる。
総合解説：屋外タンク貯蔵所の保有空地は指定数量の倍数に応じて段階的に広くなる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0073 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：標準

屋内タンク貯蔵所のタンク容量について、政令第12条の一般基準として正しいものはどれか。

ア．指定数量の5倍以下に限られる。
イ．指定数量の10倍以下に限られる。
ウ．容量上限は一切ない。
エ．原則として指定数量の40倍以下とし、第4類の一定の危険物では20,000Lの上限も考慮する。

答え・解説 正答：エ

ア：一般基準は5倍ではない。
イ：一般基準は10倍ではない。
ウ：政令上、容量基準がある。
エ：屋内貯蔵タンクは原則40倍以下で、第四石油類・動植物油類を除く第4類等では20,000L上限の規定もある。
総合解説：屋内タンク貯蔵所は建築物内にタンクを置くため、タンク容量に上限が設けられている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0074 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：標準

地下タンク貯蔵所の一般基準で、地下貯蔵タンクの頂部は地盤面から原則どの程度以上低くするか。

ア．0.1m以上（タンク室内面との離隔に関係する数値）
イ．0.3m以上（一般的な地下タンク頂部の基準ではない）
ウ．0.6m以上（地下貯蔵タンク頂部の基準）
エ．1.5m以上（一般的な地下タンク頂部の基準ではない）

答え・解説 正答：ウ

ア：0.1mでは不足する。
イ：0.3mでは不足する。
ウ：原則0.6m以上低くする。
エ：一般基準として1.5mを要求する規定ではない。
総合解説：地下貯蔵タンクの頂部は、原則として地盤面から0.6m以上低くする。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0075 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：標準

簡易タンク貯蔵所に設ける一の簡易貯蔵タンクの容量上限として正しいものはどれか。

ア．100L以下（法定上限より小さい選択肢）
イ．200L以下（法定上限より小さい選択肢）
ウ．400L以下（法定上限より小さい選択肢）
エ．600L以下（簡易貯蔵タンク1基の上限）

答え・解説 正答：エ

ア：100Lではない。
イ：200Lではない。
ウ：400Lではない。
エ：政令第14条では一の簡易貯蔵タンクの容量を600L以下とする。
総合解説：簡易タンクは名称どおり小規模なタンクを対象とし、一基600L以下という容量制限がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0076 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：標準

一の簡易タンク貯蔵所に設置できる簡易貯蔵タンクについて、政令上の基準として正しいものはどれか。

ア．3基以下とし、同一品質の危険物を貯蔵するタンクを2基以上設けない。
イ．10基以下なら同一品質の危険物を何基でも設けられる。
ウ．基数に上限はない。
エ．同一品質だけであれば20基まで設けられる。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第14条の基準に合致する。
イ：3基以下の制限があり、同一品質の危険物を2基以上置くこともできない。
ウ：基数上限が存在する。
エ：20基という基準ではない。
総合解説：簡易タンク貯蔵所は、一施設3基以下、かつ同一品質の危険物用タンクを複数設置しないという制約がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0077 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：基礎

移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクの容量は、政令上原則何L以下か。

ア．5,000L以下（法定上限ではない）
イ．10,000L以下（法定上限ではない）
ウ．20,000L以下（法定上限ではない）
エ．30,000L以下（移動貯蔵タンクの上限）

答え・解説 正答：エ

ア：5,000Lが法定上限ではない。
イ：10,000Lが法定上限ではない。
ウ：20,000Lが法定上限ではない。
エ：移動貯蔵タンクは30,000L以下とする。
総合解説：移動タンク貯蔵所では、車両に固定するタンクの容量を30,000L以下とする基準がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0078 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：標準

移動貯蔵タンクを間仕切る場合、一の間仕切り室の容量は原則何L以下とするか。

ア．2,000L以下（法定区画容量ではない）
イ．4,000L以下（一の間仕切り室の上限）
ウ．8,000L以下（法定上限を超える）
エ．10,000L以下（法定上限を超える）

答え・解説 正答：イ

ア：2,000Lではない。
イ：一の間仕切り室は4,000L以下とする。
ウ：8,000Lでは大きすぎる。
エ：10,000Lでは大きすぎる。
総合解説：移動貯蔵タンクは容量30,000L以下に加え、原則として4,000L以下ごとに間仕切るなど、走行時の安全性を高める構造が求められる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0079 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：標準

第4類の第二石油類と屋外貯蔵所の関係について、政令上正しいものはどれか。

ア．第4類はすべて屋外貯蔵所の対象外である。
イ．屋外貯蔵所で扱える第4類は特殊引火物だけである。
ウ．屋外貯蔵所で扱える第4類は第三石油類だけである。
エ．第二石油類は、屋外貯蔵所で貯蔵・取扱いの対象となり得る。

答え・解説 正答：エ

ア：第4類の一定の品名は屋外貯蔵所の対象となる。
イ：特殊引火物は対象として掲げられておらず、この記述は誤りである。
ウ：第二石油類や第三石油類など一定の第4類が対象となるため誤りである。
エ：第二石油類は屋外貯蔵所の対象となり得る。
総合解説：屋外貯蔵所で扱える危険物は限定されているが、第4類では第二石油類など一定の品名が対象となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0080 位置・構造・設備 > 各製造所等の位置・構造・設備基準 ｜ 難易度：応用

屋内タンク貯蔵所で、屋内貯蔵タンクとタンク専用室の壁または他のタンクとの間に原則として必要な間隔はどれか。

ア．0.5m以上（屋内タンクと壁・他タンクの原則離隔）
イ．0.1m以上（地下タンクの別基準と混同）
ウ．1.5m以上（この原則離隔ではない）
エ．3m以上（この原則離隔ではない）

答え・解説 正答：ア

ア：政令第12条では原則0.5m以上の間隔を保つ。
イ：0.1mは地下タンクとタンク室内面の間隔で問題となる数値と混同している。
ウ：1.5mを一律に要求する規定ではない。
エ：3mを一律に要求する規定ではない。
総合解説：屋内貯蔵タンクの周囲には点検・安全確保のため、タンク専用室の壁や他タンクとの間に原則0.5m以上の間隔を設ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0081 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：基礎

製造所等に掲げる一般標識について、規則第17条が定める最低寸法の組合せはどれか。

ア．幅0.1m以上・長さ0.2m以上
イ．幅0.2m以上・長さ0.3m以上
ウ．幅0.5m以上・長さ1.0m以上
エ．幅0.3m以上・長さ0.6m以上

答え・解説 正答：エ

ア：規則上の最小寸法より小さい。
イ：規則上の最小寸法より小さい。
ウ：この大きさでも最小値は満たすが、規則が示す最低寸法そのものではないため、設問の一般基準としては不適切である。
エ：標識は幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板とする。
総合解説：製造所等の標識は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上が基本寸法である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0082 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：基礎

製造所等の標識の基本的な色として正しいものはどれか。

ア．地を白色、文字を黒色
イ．地を黒色、文字を白色
ウ．地を赤色、文字を黄色
エ．地を青色、文字を赤色

答え・解説 正答：ア

ア：規則第17条の一般標識は、地を白色、文字を黒色とする。
イ：この組合せではない。
ウ：この組合せではない。
エ：この組合せではない。
総合解説：一般の製造所等標識は白地・黒文字である。移動タンクの「危」標識などは別の特別な基準があるため区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0083 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：標準

製造所等の掲示板に表示する事項として、規則第18条に明示されているものはどれか。

ア．従業員全員の住所
イ．年間売上額
ウ．危険物取扱者試験の合格点
エ．危険物の類・品名・最大数量、指定数量の倍数など

答え・解説 正答：エ

ア：従業員全員の住所は掲示板の法定表示事項ではない。
イ：売上額は掲示事項ではない。
ウ：試験得点は掲示事項ではない。
エ：危険物の類、品名、最大数量、指定数量の倍数等が掲示事項である。
総合解説：掲示板は、その施設で何をどれだけ扱うかを消防活動・保安管理上分かるよう表示する役割を持つ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0084 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：標準

「禁水」の注意事項を表示する掲示板の色として正しいものはどれか。

ア．白地に黒文字
イ．赤地に白文字
ウ．青地に白文字
エ．黄地に黒文字

答え・解説 正答：ウ

ア：一般掲示板の基本色と混同している。
イ：「火気注意」「火気厳禁」の配色である。
ウ：「禁水」は青地に白文字で表示する。
エ：規則上の「禁水」表示の配色ではない。
総合解説：危険物の性質に応じた注意表示では、「禁水」は青地・白文字、「火気注意」「火気厳禁」は赤地・白文字と区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0085 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：標準

第2類危険物（引火性固体を除く。）について掲示する注意事項として正しいものはどれか。

ア．「禁水」を青地に白文字
イ．「火気厳禁」を青地に白文字
ウ．「給油中エンジン停止」を白地に赤文字
エ．「火気注意」を赤地に白文字

答え・解説 正答：エ

ア：「禁水」は主に禁水性物品等に対する表示である。
イ：「火気厳禁」の配色も誤っている。
ウ：給油取扱所の別の注意表示と混同している。
エ：第2類（引火性固体を除く。）は「火気注意」を赤地に白文字で表示する。
総合解説：第2類でも引火性固体か否かで注意表示が異なる。引火性固体を除く第2類は「火気注意」である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0086 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：標準

規則第18条により「火気厳禁」の注意事項を掲示する対象として適切なものはどれか。

ア．第4類の危険物
イ．第1類のすべての危険物
ウ．第6類のすべての危険物
エ．第2類の危険物すべて（引火性固体を含む・含まないを問わない）

答え・解説 正答：ア

ア：第4類は「火気厳禁」の対象である。
イ：第1類すべてを一律に「火気厳禁」とする規定ではない。
ウ：第6類すべてを一律に「火気厳禁」とする規定ではない。
エ：第2類は引火性固体か否かで「火気厳禁」と「火気注意」が分かれる。
総合解説：「火気厳禁」は第2類の引火性固体、自然発火性物品、第4類、第5類などに掲示する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0087 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：基礎

製造所と、同一敷地外にある一般の住居との保安距離は、政令第9条の原則として何m以上か。

ア．3m以上（製造所の保有空地と混同）
イ．5m以上（製造所の保有空地と混同）
ウ．8m以上（政令上の一般住居基準ではない）
エ．10m以上（一般住居への原則保安距離）

答え・解説 正答：エ

ア：3mではない。
イ：5mではない。
ウ：8mではない。
エ：一般の住居に対しては原則10m以上である。
総合解説：製造所の保安距離は保安対象物ごとに異なり、一般の住居は原則10m以上である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0088 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：標準

製造所と、学校・病院・劇場その他多数の人を収容する所定の施設との保安距離は、原則何m以上か。

ア．10m以上（一般住居の基準）
イ．30m以上（学校・病院・劇場等の基準）
ウ．40m以上（この保安対象物の一般基準ではない）
エ．50m以上（指定文化財等の基準）

答え・解説 正答：イ

ア：10mは一般住居の基準である。
イ：学校・病院・劇場等は原則30m以上である。
ウ：40mという一般基準ではない。
エ：50mは指定文化財等の建造物に対する基準である。
総合解説：多数の人を収容する学校・病院・劇場等には、一般住居より大きい30m以上の保安距離が求められる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0089 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：標準

製造所と、政令第9条に掲げる重要文化財等の建造物との保安距離は原則何m以上か。

ア．10m以上（一般住居の基準）
イ．30m以上（学校・病院・劇場等の基準）
ウ．50m以上（指定文化財等の基準）
エ．100m以上（政令上の一般基準ではない）

答え・解説 正答：ウ

ア：10mは一般住居の基準である。
イ：30mは学校・病院・劇場等の基準である。
ウ：指定文化財等の建造物には原則50m以上である。
エ：一般基準として100mではない。
総合解説：保安対象物の重要度・避難困難性等に応じて保安距離が異なり、指定文化財等は原則50m以上である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0090 位置・構造・設備 > 標識・掲示・保安距離・保有空地 ｜ 難易度：応用

製造所で指定数量の倍数が12である。政令第9条第1項第2号の原則により、危険物を取り扱う建築物等の周囲に必要な保有空地の幅はどれか。

ア．1m以上（製造所の一般基準ではない）
イ．3m以上（指定数量の倍数10以下の区分）
ウ．5m以上（指定数量の倍数10を超える区分）
エ．10m以上（保有空地の一般基準ではない）

答え・解説 正答：ウ

ア：1mでは不足する。
イ：3m以上は指定数量の倍数が10以下の製造所の区分である。
ウ：12倍は10を超えるため、原則5m以上の空地が必要である。
エ：10mを一律に要求する基準ではない。
総合解説：製造所の保有空地は、指定数量の倍数10以下なら3m以上、10を超えるなら5m以上が原則である。境界値の「10以下」と「10を超える」を正確に区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0091 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：基礎

危険物取扱者免状の種類について正しいものはどれか。

ア．甲種、乙種および丙種の3種類がある。
イ．甲種と乙種の2種類だけである。
ウ．甲種、乙種、丙種および丁種の4種類である。
エ．甲種だけで、取扱範囲を免状の裏面で区分する。

答え・解説 正答：ア

ア：消防法上の危険物取扱者免状は甲種・乙種・丙種の3種類である。
イ：丙種もあるため誤りである。
ウ：丁種という危険物取扱者免状はない。
エ：免状自体が甲種・乙種・丙種に区分される。
総合解説：免状の基本区分は甲種・乙種・丙種である。各種で取扱い・立会いができる範囲が異なる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0092 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：基礎

甲種危険物取扱者が自ら取り扱うことができる危険物の範囲として正しいものはどれか。

ア．第4類の危険物だけ
イ．第1類から第6類までのすべての危険物
ウ．乙種免状を併せて持つ類だけ
エ．第1類、第2類および第3類だけ

答え・解説 正答：イ

ア：これは甲種の範囲ではない。
イ：甲種はすべての種類の危険物を取り扱うことができる。
ウ：甲種単独で全類を取り扱える。
エ：甲種は第4類から第6類も含め全類が対象である。
総合解説：甲種は全類の危険物が対象である。乙種は免状に指定された類、丙種は第4類のうち規則で定める危険物に限定される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0093 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：基礎

製造所等で、危険物取扱者免状を持たない従業員が危険物を取り扱う場合の原則として正しいものはどれか。

ア．丙種危険物取扱者が立ち会えば、すべての類について取り扱える。

イ．危険物保安監督者が事業所内にいれば、離れた場所での取扱いにも立会いは不要である。

ウ．取り扱う危険物について取扱資格を有する甲種または乙種危険物取扱者が立ち会う必要がある。

エ．指定数量未満に小分けすれば、製造所等の中でも常に立会いなしで取り扱える。

答え・解説 正答：ウ

ア：丙種には無資格者の取扱作業に立ち会う権限がない。
イ：無資格者の取扱いには法定の立会いが必要である。
ウ：消防法第13条第3項により、無資格者の取扱いには、当該危険物を取り扱える甲種または乙種危険物取扱者の立会いが必要である。
エ：製造所等における取扱いについて、単なる小分けで立会い義務が消えるわけではない。
総合解説：甲種・乙種は自己の取扱資格範囲で取扱いと立会いができる。丙種は規則で定める第4類危険物を自ら取り扱えるが、立会いはできない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0094 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：標準

丙種危険物取扱者について正しい記述はどれか。

ア．第1類から第6類まで、取扱いも立会いもできる。

イ．第4類すべてについて、取扱いと立会いができる。

ウ．危険物を自ら取り扱うことはできず、立会いだけができる。

エ．規則で定める第4類の特定の危険物は自ら取り扱えるが、無資格者の取扱作業への立会いはできない。

答え・解説 正答：エ

ア：全類の取扱い・立会いができるのは甲種である。
イ：丙種の取扱範囲は第4類のうち規則で定める危険物に限定され、立会いもできない。
ウ：丙種は所定の危険物を自ら取り扱えるが、立会いはできない。
エ：丙種は所定の第4類危険物について取扱い・定期点検ができるが、取扱作業の立会いはできない。
総合解説：甲・乙と丙の大きな違いの一つが立会い権限である。甲・乙は資格範囲内で立会い可能だが、丙種は立会い不可である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0095 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：標準

危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事するときの責務として、政令上正しいものはどれか。

ア．貯蔵・取扱いの技術上の基準を遵守し、危険物による災害防止に細心の注意を払う。

イ．作業能率を優先する場合は、技術基準から外れてもよい。

ウ．危険物保安監督者がいる施設では、取扱者本人に安全上の責務はない。

エ．異常を認めても、許可権者の指示があるまでは作業を続けなければならない。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第31条は、危険物取扱者に技術上の基準の遵守と災害防止への細心の注意を求めている。

イ：技術上の基準を遵守する義務がある。

ウ：保安監督者の有無にかかわらず取扱者自身にも責務がある。

エ：災害防止に細心の注意を払うべきであり、異常時に漫然と作業を継続する考え方は誤りである。

総合解説：資格者は単に免状を保有するだけでなく、実際の取扱いで技術基準を守り、安全確保に注意する法的責務を負う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0096 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：標準

甲種または乙種危険物取扱者が無資格者の危険物取扱作業に立ち会う場合の対応として適切なものはどれか。

ア．同じ敷地内にいるだけでよく、作業内容の監督は不要である。

イ．作業者が技術上の基準を守るよう監督し、必要に応じて指示を与える。

ウ．作業者の経験が長ければ、技術基準に反する方法も黙認できる。

エ．立会い中は危険物保安監督者の指示を受けず、独自判断だけで行う。

答え・解説 正答：イ

ア：立会いには実質的な監督と必要な指示が伴う。

イ：政令第31条は、立会いをする甲種・乙種取扱者に、作業者が技術基準を守るよう監督し必要な指示をすることを求める。

ウ：経験の有無にかかわらず技術基準を遵守させる必要がある。

エ：施設の保安体制と技術基準に従う必要があり、独断を認める規定ではない。

総合解説：法令上の『立会い』は名目的な同席ではない。甲・乙の資格者は技術基準遵守を監督し、必要な指示を行う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0097 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：標準

危険物取扱者保安講習について、法令上の受講義務の対象として正しいものはどれか。

ア．免状を持つすべての人が、従事の有無に関係なく必ず同じ周期で受講する。

イ．危険物保安監督者だけが対象で、一般の危険物取扱者は対象外である。

ウ．製造所等で危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

エ．無資格の作業員だけが対象で、免状保有者は受講しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：危険物の取扱作業に従事していない者には法令上の受講義務はない。
イ：取扱作業に従事する危険物取扱者が対象であり、監督者だけに限定されない。
ウ：消防法第13条の23は、製造所等で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に保安講習の受講を求める。
エ：保安講習は危険物取扱者を対象とする制度である。
総合解説：保安講習の法定義務は『免状を持っているか』だけでなく、『製造所等で危険物の取扱作業に従事しているか』で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0098 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：標準

危険物の取扱作業に継続して従事している者が保安講習を受講した。次回の受講期限について正しいものはどれか。

ア．講習を受けた日の翌日から毎年1年以内

イ．講習を受けた日から5年以内

ウ．免状の有効期限が切れる直前まで受講不要

エ．その講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内

答え・解説 正答：エ

ア：継続従事者の一般的な受講周期ではない。
イ：5年周期ではない。
ウ：危険物取扱者免状に一般的な有効期限を設けて講習期限を決める制度ではない。
エ：規則第58条の14の受講サイクルでは、継続従事者は講習日後の最初の4月1日から3年以内に次回講習を受ける。
総合解説：保安講習は原則3年周期だが、起算点は単純な受講日から3年ではなく『受講日後の最初の4月1日』である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0099 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：応用

危険物取扱者が新たに製造所等で危険物の取扱作業に従事することになった。従事開始日前2年以内に免状交付も保安講習受講もしていない。この場合の最初の保安講習期限として正しいものはどれか。

ア．従事することとなった日から1年以内
イ．従事開始日から3年以内
ウ．従事開始後、最初の4月1日から5年以内
エ．従事開始前に必ず受講済みでなければならず、開始後の受講は認められない。

答え・解説 正答：ア

ア：規則第58条の14により、過去2年以内の免状交付・講習という例外に該当しない新規従事者は、従事開始日から1年以内に受講する。
イ：新規従事者の原則は1年以内である。
ウ：そのような5年基準はない。
エ：原則は従事開始日から1年以内であり、開始前受講だけに限定されない。
総合解説：新規従事者は原則1年以内。ただし従事開始日前2年以内に免状交付または講習受講をしている場合は別の3年ルールが適用される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0100 保安体制・点検 > 危険物取扱者・立会い・保安講習 ｜ 難易度：応用

新たに危険物取扱作業に従事する者が、従事開始日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けていた。この場合の保安講習期限として正しいものはどれか。

ア．従事開始日から必ず30日以内
イ．免状交付日以後における最初の4月1日から3年以内に受講すればよい。
ウ．免状交付から10年以内
エ．一度免状交付を受けていれば、その後の保安講習は一切不要

答え・解説 正答：イ

ア：30日以内という法定期限ではない。
イ：規則第58条の14の例外により、従事開始日前2年以内の免状交付または講習受講がある場合は、その日後の最初の4月1日から3年以内となる。
ウ：10年周期ではない。
エ：取扱作業に従事する限り、所定周期で保安講習が必要である。
総合解説：新規従事者の1年ルールには例外がある。従事開始日前2年以内の免状交付・講習受講がある場合、最初の4月1日から3年以内というサイクルになる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0101 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：基礎

危険物保安監督者に選任できる者の資格要件として正しいものはどれか。

ア．丙種危険物取扱者であれば、実務経験なしでも選任できる。
イ．免状を持たない者でも、工場長であれば選任できる。
ウ．甲種または当該危険物を取り扱える乙種危険物取扱者で、6か月以上の危険物取扱いの実務経験を有する者
エ．甲種危険物取扱者であれば、実務経験は一切不要である。

答え・解説 正答：ウ

ア：丙種は危険物保安監督者の資格要件を満たさない。
イ：法定の危険物取扱者資格と実務経験が必要である。
ウ：消防法第13条第1項は、甲種または乙種危険物取扱者で6か月以上の実務経験を有する者から保安監督者を選任することを求める。
エ：甲種でも6か月以上の危険物取扱い実務経験が必要である。
総合解説：保安監督者は『甲または乙』だけでなく『6か月以上の実務経験』も要件である。乙種の場合は当該危険物を取り扱える資格範囲である必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0102 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：基礎

危険物保安監督者を選任または解任したときの手続として正しいものはどれか。

ア．届出は不要で、事業所内の辞令だけでよい。
イ．選任後1年以内に届け出ればよい。
ウ．危険物取扱者本人が消防庁長官に届け出る。
エ．所有者等は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出る。

答え・解説 正答：エ

ア：法定の届出が必要である。
イ：『遅滞なく』届け出る必要があり、1年以内という期限ではない。
ウ：届出義務者・届出先の説明が誤っている。
エ：消防法第13条第2項は、保安監督者の選任・解任について遅滞ない届出を求める。
総合解説：保安監督者の選任・解任は施設の保安体制に直結するため、所有者等による届出が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0103 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：基礎

危険物保安監督者の選任義務について、移動タンク貯蔵所の扱いとして正しいものはどれか。

ア．移動タンク貯蔵所は、政令上、危険物保安監督者を定めなければならない製造所等から除かれている。

イ．移動タンク貯蔵所は指定数量の倍数に関係なく必ず保安監督者を置く。

ウ．移動タンク貯蔵所では丙種だけを保安監督者にできる。

エ．移動タンク貯蔵所には危険物取扱者自体が不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第31条の2では移動タンク貯蔵所を保安監督者選任義務の対象外としている。

イ：移動タンク貯蔵所は選任義務対象から除外される。

ウ：そもそも移動タンク貯蔵所に保安監督者の選任義務はなく、丙種を保安監督者にする規定もない。

エ：保安監督者選任義務の除外と、危険物取扱者による移送等の規制は別である。

総合解説：保安監督者が不要な施設でも、危険物の取扱い・移送に関する資格者規制までなくなるわけではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0104 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：標準

危険物保安統括管理者の制度について正しいものはどれか。

ア．個々の移動タンク貯蔵所ごとに必ず1人置く運転者資格制度である。

イ．同一事業所で一定の危険物施設を所有等し大量の危険物を扱う場合に、事業所全体の危険物保安を統括管理するための制度である。

ウ．危険物取扱者試験を実施する責任者を置く制度である。

エ．危険物施設の完成検査を民間で代行する者を置く制度である。

答え・解説 正答：イ

ア：事業所全体の保安統括制度であり、移動タンクの運転者資格制度ではない。

イ：消防法第12条の7は、大規模な事業所に危険物保安統括管理者を置き、危険物の保安業務を統括管理させる制度である。

ウ：試験実施制度ではない。

エ：完成検査の代行者制度ではない。

総合解説：保安監督者が個々の製造所等での保安監督を担うのに対し、保安統括管理者は一定の大規模事業所で保安業務を統括する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0105 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：標準

一定の製造所・一般取扱所等を所有する同一事業所で、第4類危険物を扱う場合の危険物保安統括管理者に関する数量基準として正しいものはどれか。

ア．指定数量の倍数が10以上なら、施設種類を問わず必ず対象となる。
イ．指定数量の倍数が100以上なら、すべての貯蔵所が対象となる。
ウ．指定数量の倍数が3,000以上となる場合が基本的な対象基準である。
エ．指定数量の倍数が30以下のときだけ対象となる。

答え・解説 正答：ウ

ア：10倍は予防規程等で現れる基準であり、保安統括管理者の一般的な第4類基準ではない。
イ：100倍は危険物施設保安員等で現れる基準で、対象施設も異なる。
ウ：政令第30条の3は、所定の第4類危険物を扱う指定施設について3,000倍以上を基準として保安統括管理者制度を適用する。
エ：大量危険物を扱う大規模事業所を対象とする制度趣旨に反する。
総合解説：危険物保安統括管理者は、一定の大規模事業所を対象とする。第4類については3,000倍という大きな数量基準が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0106 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：標準

危険物保安統括管理者として選任する者について、政令上最も適切なものはどれか。

ア．必ず外部の消防設備業者から選ぶ。
イ．必ず危険物取扱者免状を持つ新入社員から選ぶ。
ウ．市町村長が事業所外から直接任命する。
エ．当該事業所において事業の実施を統括管理する者

答え・解説 正答：エ

ア：事業所の事業実施を統括管理する者を選任する制度である。
イ：新入社員という要件はなく、事業の実施を統括管理する立場が重要である。
ウ：所有者等が法令に従って事業所側の統括管理者を定める。
エ：政令第30条の3は、対象事業所の事業実施を統括管理する者を危険物保安統括管理者として定めることを求める。
総合解説：保安統括管理者は、事業所全体を統括できる権限・立場を持つことが制度上重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0107 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：標準

危険物施設保安員を定めなければならない施設について、政令上の基本的な対象として正しいものはどれか。

ア．指定数量の倍数が100以上の製造所・一般取扱所または移送取扱所のうち、省令で除外されるもの以外

イ．すべての屋内貯蔵所に、数量に関係なく必ず選任する。

ウ．移動タンク貯蔵所だけに選任する。

エ．指定数量未満の施設だけに選任する。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第36条は、100倍以上の製造所・一般取扱所および移送取扱所を基本対象とし、省令で一定の除外を設ける。

イ：屋内貯蔵所を一律対象とする規定ではない。

ウ：移動タンク貯蔵所だけの制度ではない。

エ：大量危険物施設等の保安確保を目的とする制度である。

総合解説：危険物施設保安員の対象は施設種類と指定数量倍数で判断する。代表基準は製造所・一般取扱所の100倍以上と移送取扱所である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0108 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：標準

危険物施設保安員の主な役割として適切なものはどれか。

ア．危険物取扱者試験の採点だけを行う。

イ．危険物保安監督者の指示を受け、製造所等の構造・設備に係る保安業務などを行う。

ウ．市町村長に代わって設置許可を出す。

エ．事業所の売上・会計だけを監査する。

答え・解説 正答：イ

ア：試験事務は危険物施設保安員の職務ではない。

イ：危険物施設保安員は、施設の構造・設備の保安を担い、保安監督者を補佐して具体的な保安業務を行う。

ウ：行政の許可権限を代行する職ではない。

エ：危険物施設の保安業務を担う制度である。

総合解説：保安員は、施設の日常的な保安を現場で支える役割を担う。保安監督者・保安統括管理者とは役割の階層が異なる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0109 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：応用

大規模な同一事業所に複数の危険物施設があり、事業所全体の危険物保安業務を統括する役職を置く必要がある。この役職として最も適切なものはどれか。

ア．危険物施設保安員
イ．危険物取扱者試験委員
ウ．危険物保安統括管理者
エ．危険物保安監督者だけで、事業所全体を統括する制度は存在しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：保安員は個々の施設の構造・設備等の保安業務を担う。
イ：法令上の事業所保安体制の役職ではない。
ウ：危険物保安統括管理者は、一定の大規模事業所において危険物の保安業務を事業所全体で統括する。
エ：一定の大規模事業所には保安統括管理者制度がある。
総合解説：保安監督者は個別施設の保安監督、保安員は施設の具体的保安業務、保安統括管理者は大規模事業所全体の統括という違いを押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0110 保安体制・点検 > 危険物保安監督者・保安統括管理者・保安員 ｜ 難易度：応用

危険物保安体制に関する記述として最も適切なものはどれか。

ア．保安統括管理者を置けば、すべての施設で危険物取扱者は不要になる。
イ．保安員を置けば、保安監督者の選任義務は常に消滅する。
ウ．保安監督者、保安統括管理者、保安員は名称が違うだけで法的役割は同一である。
エ．施設・事業所の規模や種類により、保安監督者、保安統括管理者、危険物施設保安員など複数の制度が重ねて適用されることがある。

答え・解説 正答：エ

ア：統括管理者制度は危険物取扱者による取扱い規制を免除しない。
イ：両制度は別の要件・役割であり、一方が他方を常に代替するわけではない。
ウ：法的根拠・選任対象・職務が異なる。
エ：各制度は役割・対象要件が異なるため、対象施設では複数の保安担当制度が併存し得る。
総合解説：危険物施設の保安体制は一つの役職だけで完結するとは限らない。施設単位・事業所単位の役割を区別して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0111 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：基礎

予防規程について正しいものはどれか。

ア．所定の製造所等の所有者等が火災予防のために定め、市町村長等の認可を受ける規程である。
イ．すべての危険物取扱者が個人ごとに作成する学習計画である。
ウ．行政機関だけが作成し、事業者は関与しない。
エ．一度作成すれば変更時の認可は不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：消防法第14条の2は、政令で定める製造所等について予防規程を定め、認可を受けることを求める。
イ：施設の火災予防に関する法定規程であり、個人の学習計画ではない。
ウ：所有者等が定め、行政の認可を受ける。
エ：変更する場合にも認可が必要である。
総合解説：予防規程は施設の実情に応じた自主保安ルールを法制度化したもので、作成・変更の双方で認可が必要となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0112 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：基礎

予防規程を定めなければならない製造所または一般取扱所の代表的な数量基準として正しいものはどれか。

ア．指定数量の倍数が1以上なら、例外なくすべて対象
イ．指定数量の倍数が10以上
ウ．指定数量の倍数が100以上のみ
エ．指定数量の倍数が3,000以上のみ

答え・解説 正答：イ

ア：製造所・一般取扱所の代表基準は10倍以上である。
イ：政令第37条が参照する第7条の3等により、製造所・一般取扱所は原則10倍以上が予防規程の対象基準となる。
ウ：100倍は別制度でも現れるが、予防規程の製造所・一般取扱所基準ではない。
エ：3,000倍は保安統括管理者の第4類基準で現れる。
総合解説：予防規程の代表数量は、製造所10倍、屋内貯蔵所150倍、屋外タンク200倍、屋外貯蔵所100倍、一般取扱所10倍である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0113 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：基礎

予防規程の対象となる数量基準の組合せとして正しいものはどれか。

ア．屋内貯蔵所10倍以上、屋外タンク貯蔵所10倍以上、屋外貯蔵所10倍以上

イ．屋内貯蔵所200倍以上、屋外タンク貯蔵所150倍以上、屋外貯蔵所300倍以上

ウ．屋内貯蔵所150倍以上、屋外タンク貯蔵所200倍以上、屋外貯蔵所100倍以上

エ．3施設とも3,000倍以上

答え・解説 正答：ウ

ア：施設ごとに異なる数量基準が設けられている。
イ：数値の対応が誤っている。
ウ：消防庁の現行整理では、屋内貯蔵所150倍、屋外タンク200倍、屋外貯蔵所100倍が基準である。
エ：3,000倍は予防規程のこれらの基準ではない。
総合解説：予防規程の数量基準は施設区分ごとに異なるため、単一の倍数で覚えないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0114 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：標準

予防規程に盛り込む内容として適切なものはどれか。

ア．従業員の私生活上の趣味だけ

イ．危険物取扱者試験の合格予想点だけ

ウ．会社の株価予想と配当方針だけ

エ．危険物保安業務の役割分担、保安教育、巡視・点検、作業基準、災害時の措置など

答え・解説 正答：エ

ア：火災予防・危険物保安と無関係な事項は予防規程の目的外である。
イ：施設の保安管理に関する規程であり、試験対策資料ではない。
ウ：危険物の火災予防・保安に必要な事項を定める。
エ：予防規程には施設の自主保安に必要な組織、教育、点検、取扱作業、非常時措置等を定める。
総合解説：予防規程は、施設の実際の保安業務を具体化する文書である。組織、教育、点検、操作、補修、災害時対応、記録等が中心となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0115 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：標準

危険物施設の定期点検について正しいものはどれか。

ア．対象施設の位置・構造・設備が技術上の基準に適合しているかを定期的に確認し、点検記録を作成・保存する。
イ．危険物の市場価格を毎年調査する制度である。
ウ．試験合格者の学力を再評価する制度である。
エ．行政の完成検査を毎月必ず受け直す制度である。

答え・解説 正答：ア

ア：消防法第14条の3の2は、政令で定める製造所等について定期点検、記録作成・保存を義務付ける。
イ：施設の保安・技術基準維持を目的とする。
ウ：資格試験の再評価制度ではない。
エ：定期点検は所有者等側の点検制度で、完成検査の毎月再受検ではない。
総合解説：定期点検は完成時だけでなく、使用中も技術基準適合状態を維持するための制度である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0116 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：標準

危険物施設の定期点検について、原則として数量にかかわらず対象となる施設として正しいものはどれか。

ア．屋内貯蔵所は指定数量の倍数に関係なくすべて
イ．地下タンク貯蔵所
ウ．屋外貯蔵所は指定数量の倍数に関係なくすべて
エ．販売取扱所は種類・数量を問わずすべて

答え・解説 正答：イ

ア：屋内貯蔵所は代表的に150倍以上が対象である。
イ：現行制度では地下タンク貯蔵所はすべて定期点検義務の対象となる。
ウ：屋外貯蔵所は代表的に100倍以上が対象である。
エ：販売取扱所を一律にすべて対象とする整理ではない。
総合解説：地下タンク貯蔵所と移動タンク貯蔵所は、定期点検対象として数量にかかわらず重要な施設区分である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0117 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：標準

定期点検を実際に行うことが認められている者の組合せはどれか。

ア．市町村長本人だけが実施できる。
イ．無資格者なら誰でも単独で、立会いなしに実施できる。
ウ．危険物取扱者または危険物施設保安員が行い、危険物取扱者の立会いを受けた者が行える場合もある。
エ．危険物取扱者試験の受験者だけが実施できる。

答え・解説 正答：ウ

ア：所有者等側で行う定期点検であり、市町村長本人だけに限定されない。
イ：所定の資格者等または資格者の立会いが必要である。
ウ：規則は点検実施者を危険物取扱者・危険物施設保安員等とし、危険物取扱者の立会いによる実施も認める。
エ：受験者というだけでは法定点検実施者にならない。
総合解説：定期点検は誰でも自由に行うものではない。実施者の資格・立会い要件を押さえる必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0118 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：標準

危険物施設の定期点検の一般的な実施時期・記録保存について正しいものはどれか。

ア．10年に1回だけ点検し、記録は当日廃棄する。
イ．毎日行政検査を受け、記録保存は不要である。
ウ．点検周期は一律20年で、記録は永久保存のみ認められる。
エ．原則1年に1回以上点検し、点検記録は原則3年間保存する。

答え・解説 正答：エ

ア：一般的な周期・保存期間と大きく異なる。
イ：定期点検は行政の毎日検査ではなく、記録保存義務がある。
ウ：一般原則は1年に1回以上・3年間保存である。
エ：危険物施設の定期点検は原則年1回以上、点検記録は原則3年間保存する。
総合解説：地下タンク等の漏れ点検などには個別の周期・保存特例があり得るが、一般原則は年1回以上・3年保存である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0119 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：応用

保安検査と定期点検の違いについて正しいものはどれか。

ア．保安検査は一定規模以上の屋外タンク貯蔵所・移送取扱所等について市町村長等が行う検査で、定期点検は政令で定める危険物施設の所有者等に点検・記録保存を求める制度である。

イ．名称が違うだけで、対象も実施主体も完全に同じである。

ウ．保安検査は危険物取扱者試験の採点、定期点検は免状更新の審査である。

エ．定期点検は行政だけが実施し、所有者等は一切関与しない。

答え・解説 正答：ア

ア：両制度は対象・実施主体・法的根拠が異なる。保安検査は行政による法定検査、定期点検は所有者等側の維持管理点検である。

イ：両制度は別制度である。

ウ：いずれも危険物施設の保安に関する制度であり、試験採点・免状更新ではない。

エ：定期点検は所有者等に義務付けられる維持管理制度である。

総合解説：甲種では『保安検査』『完成検査』『定期点検』を混同しないことが重要。誰が・何を・いつ確認する制度かで整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0120 保安体制・点検 > 予防規程・定期点検・保安検査 ｜ 難易度：応用

行政による法定の保安検査を受けなければならない施設の考え方として正しいものはどれか。

ア．すべての製造所等が毎月同じ頻度で保安検査を受ける。

イ．一定規模以上の屋外タンク貯蔵所や一定の移送取扱所は、法令で定める時期に市町村長等の保安検査を受ける。

ウ．保安検査は事業者が任意に希望した場合だけ行う制度である。

エ．保安検査を受ければ、その後の位置・構造・設備の維持義務はなくなる。

答え・解説 正答：イ

ア：保安検査の対象は一定の施設・規模に限定される。

イ：消防法第14条の3は、政令で定める屋外タンク貯蔵所・移送取扱所について保安検査を義務付ける。

ウ：対象施設には法定の受検義務がある。

エ：保安検査後も基準維持義務は継続する。

総合解説：保安検査は、特定の大規模施設等に対して行政が行う重要検査である。対象施設を一律に全製造所等と考えない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0121 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：基礎

製造所等で危険物を貯蔵・取り扱う際の共通基準として正しいものはどれか。

ア．許可を受けた施設なら、危険物の種類・数量は自由に変更できる。

イ．施設内であれば、指定数量の倍数を考慮する必要はない。

ウ．許可または届出に係る危険物の品名・数量等の範囲を守って貯蔵・取扱いを行う。

エ．危険物取扱者が口頭で了承すれば、許可内容を超える数量でも常に貯蔵できる。

答え・解説 正答：ウ

ア：許可・届出内容を無視して自由に変更できるわけではない。
イ：指定数量の倍数は法令上重要な管理事項である。
ウ：政令第24条は、許可・届出内容を逸脱した危険物の貯蔵・取扱いを防ぐ基本基準を定める。
エ：資格者の口頭了承で法定基準を変更することはできない。
総合解説：製造所等では、許可・届出された危険物の種類や最大数量等と実際の貯蔵・取扱いを一致させることが基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0122 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：基礎

製造所等における火気の扱いについて、共通基準に適合するものはどれか。

ア．作業が短時間なら、可燃性蒸気の近くでも自由に裸火を使用してよい。

イ．危険物取扱者が不在の時間帯だけ火気使用の制限がなくなる。

ウ．火気使用の可否は作業者個人の経験だけで決めればよい。

エ．みだりに火気を使用しない。

答え・解説 正答：エ

ア：火災・爆発危険を高める不適切な行為である。
イ：取扱者の在否で火気管理基準が消えるわけではない。
ウ：法令・施設の安全管理に従う必要がある。
エ：政令第24条は、製造所等においてみだりに火気を使用しないことを求めている。
総合解説：危険物施設では着火源管理が基本であり、不要な火気を持ち込まない・使用しないことが災害防止の第一歩となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0123 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：基礎

製造所等への人の立入りについて、政令の共通基準として正しいものはどれか。

ア．関係者以外の者をみだりに出入りさせない。
イ．見学目的なら、保安上の管理をせず自由に出入りさせる。
ウ．危険物を扱っていない時間なら立入管理は一切不要である。
エ．標識があれば、誰でも自由に設備へ接触できる。

答え・解説 正答：ア

ア：危険物施設への不用意な立入りは事故要因となるため、政令第24条は関係者以外の無用な出入りを制限する。
イ：関係者以外をみだりに出入りさせないのが原則である。
ウ：施設の保安管理として無用な立入りを許容する考え方は不適切である。
エ：標識の存在は立入管理を不要にしない。
総合解説：危険物施設では人の動きもリスク要因となる。関係者以外の無用な立入りを防ぐことが共通基準である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0124 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：基礎

危険物を貯蔵・取り扱う場所の管理として適切なものはどれか。

ア．通路に不要な段ボールを積み上げ、作業効率を優先する。
イ．必要な物品以外を置かず、常に整理・清掃を行う。
ウ．漏えい物が乾燥すれば清掃は不要とする。
エ．設備周囲の不要物は、次回の完成検査まで放置してよい。

答え・解説 正答：イ

ア：可燃物増加や避難・作業障害につながり不適切である。
イ：政令第24条は、危険物施設を整理・清掃し、不要物を置かないことを共通基準としている。
ウ：危険物施設は常に整理・清掃を保つ必要がある。
エ：日常の保安管理として不適切である。
総合解説：整理・清掃は単なる美観ではなく、着火源・可燃物の低減、漏えい発見、避難・消火活動の確保につながる保安措置である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0125 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：標準

危険物のくず・かす等の処理について、共通基準として正しいものはどれか。

ア．1年に1回まとめて処理すればよい。

イ．自然発火のおそれがあっても、作業場の隅に堆積させてよい。

ウ．原則として1日に1回以上、危険物の性質に応じ安全な場所で廃棄その他適当な処置を行う。

エ．危険物取扱者が不在なら、排水口へ流してよい。

答え・解説 正答：ウ

ア：長期間の堆積を認める基準ではない。
イ：性質に応じ安全な場所で適切に処理する必要がある。
ウ：政令第24条は、危険物のくず・かす等を1日1回以上、安全な方法で処理することを求めている。
エ：危険物の性質に応じた安全な処理が必要で、排水口への投棄を認める規定ではない。
総合解説：くず・かすの蓄積は発熱・発火・延焼要因となる。処理頻度と、危険物の性質に応じた安全な方法の双方が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0126 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：標準

危険物の貯蔵・取扱いで、日光や温度上昇、可燃性蒸気の滞留が危険性を高める場合の対応として適切なものはどれか。

ア．危険物の性質に関係なく、換気口をすべて密閉する。

イ．直射日光で加熱しても、容器が閉まっていれば常に問題ない。

ウ．性状を確認せず同じ保管環境に統一する。

エ．危険物の性質に応じ、遮光・換気など必要な措置を講じる。

答え・解説 正答：エ

ア：可燃性蒸気が滞留する危険があり、一律密閉は不適切である。
イ：温度上昇による内圧上昇や分解等を考慮する必要がある。
ウ：危険物の性質に応じた管理が必要である。
エ：政令第24条の共通基準は、危険物の性状に応じて遮光や換気等の必要な安全措置を求める。
総合解説：危険物は類・品名によって熱、光、空気、水分などへの反応性が異なるため、性質に応じた環境管理が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0127 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：標準

危険物の安全管理のため温度・湿度・圧力等を計器で監視する設備について、適切な取扱いはどれか。

ア．計器を適切に監視し、危険物の性質に応じた安全な範囲に維持する。
イ．警報が出ても、生産量が落ちるため計器を無視して運転する。
ウ．計器が故障していても、経験だけで永久に運転を続ける。
エ．圧力だけを見れば、温度・湿度は危険物の性質にかかわらず無関係である。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第24条は、危険物の性状に影響する温度・湿度・圧力等を適切に管理することを求める。
イ：異常値を放置することは災害危険を高める。
ウ：安全管理に必要な計測・管理を維持する必要がある。
エ：危険物の性質に応じて必要な要素を管理する。
総合解説：温度・湿度・圧力は危険物の蒸発、分解、反応速度、容器内圧などに直結するため、計器監視と適正範囲の維持が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0128 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：標準

危険物を容器から設備へ移し替える作業を行う。法令上の共通基準に沿う作業はどれか。

ア．ホース接続が緩くても、少量の漏れなら作業終了まで放置する。
イ．接続部や液面を確認し、漏れ・あふれ・飛散が生じないように行う。
ウ．受入量を確認せず、容器からあふれるまで注入する。
エ．可燃性液体を高所から勢いよく落下させ、周囲へ飛散させる。

答え・解説 正答：イ

ア：漏えいを防止・是正する必要がある。
イ：危険物の貯蔵・取扱いでは、漏えい、あふれ、飛散を防止することが基本である。
ウ：あふれを防止しなければならない。
エ：飛散防止や静電気等の安全を考慮した取扱いが必要である。
総合解説：危険物の流出は火災・中毒・環境汚染等につながる。移替え時は容量・接続・流量を管理し、漏れ・あふれ・飛散を防ぐ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0129 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：標準

危険物の貯蔵中に、異物混入や変質によって反応性が高まり危険性が増すおそれがある。適切な措置はどれか。

ア．反応性が高まる異物を意図的に混入して処理時間を短縮する。
イ．容器内に不明物が混入しても、確認せず元の危険物として扱う。
ウ．異物の混入や変質を防止し、危険性を増大させないよう管理する。
エ．長期保存で変質していても、性状確認なしに通常と同じ方法で取り扱う。

答え・解説 正答：ウ

ア：危険性を増大させる行為は不適切である。
イ：異物混入時は安全確認が必要である。
ウ：政令第24条は、危険物の変質・異物混入等による危険性増大を防止することを求めている。
エ：変質による危険性の変化を考慮すべきである。
総合解説：危険物は異物混入・劣化で危険性が変わることがある。『元と同じ物だから同じ扱い』と決めつけないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0130 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：標準

可燃性液体を取り扱う配管を溶接修理する必要が生じた。法令上の共通基準に沿う対応として最も適切なものはどれか。

ア．配管内に可燃性蒸気が残っていても、そのまま溶接を始める。
イ．危険物が流れている状態のまま、火花の出る工具で作業する。
ウ．漏えい箇所を確認せず、外側だけを加熱して塞ぐ。
エ．設備内の危険物を完全に除去するなど、火災・爆発のおそれがない安全な状態・場所で修理する。

答え・解説 正答：エ

ア：着火・爆発危険があり不適切である。
イ：危険物を除去し安全な条件を確保してから修理する必要がある。
ウ：危険物の残存・漏えいを確認し安全に修理する必要がある。
エ：危険物が残存した設備の修理は着火・爆発のおそれがあるため、危険物を除去し安全を確認して行う。
総合解説：補修・溶接・切断は通常作業より着火危険が高い。残存危険物や蒸気を除去し、安全な状態を確認してから行う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0131 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：応用

危険物を収納する容器の選定・使用について適切なものはどれか。

ア．危険物の性質に適合し、破損・腐食等がなく安全に収納できる容器を使用する。

イ．腐食で穴が開きかけた容器でも、外側を紙で包めば使用できる。

ウ．危険物と反応する材質の容器を、短時間なら優先して使用する。

エ．蓋が閉まらず転倒時に漏れる容器でも、運搬しなければ問題ない。

答え・解説 正答：ア

ア：危険物容器は、収納物の性質や取扱条件に耐え、破損・腐食等のない安全なものを用いる必要がある。

イ：漏えいのおそれのある損傷容器を使用すべきではない。

ウ：危険物の性質に適合する容器が必要である。

エ：貯蔵・取扱い時にも漏えい防止が必要である。

総合解説：容器事故は漏えい・混触・火災の起点になりやすい。材質適合性、健全性、密閉性等を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0132 貯蔵・取扱い・事故 > 貯蔵・取扱いの技術上の基準 ｜ 難易度：応用

危険物を収納した容器を作業場で移動する際の方法として適切なものはどれか。

ア．時間短縮のため高所から床へ落として移動する。

イ．転倒・落下・衝撃・引きずり等を避け、容器に危険な衝撃を与えないよう丁寧に扱う。

ウ．金属容器を舗装面上で長距離引きずる。

エ．容器同士を強くぶつけて位置をそろえる。

答え・解説 正答：イ

ア：落下による破損・漏えい・着火の危険があり不適切である。

イ：政令は危険物容器をみだりに転倒・落下させたり、衝撃を与えたり、引きずったりする粗暴な取扱いを禁止している。

ウ：摩擦・衝撃・容器損傷を生じるおそれがあり不適切である。

エ：衝撃を与える粗暴な取扱いは避ける必要がある。

総合解説：危険物容器は内容物だけでなく容器の健全性も安全を左右する。転倒・落下・衝撃・引きずりを避ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0133 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：基礎

危険物を車両で運搬する際の積載方法として適切なものはどれか。

ア．容器を固定せず、荷台内で自由に転がる状態にする。
イ．容器同士の衝撃を増やすため隙間を大きく空ける。
ウ．運搬中に容器が著しく摩擦したり動揺したりしないよう、必要な措置を講じる。
エ．危険物容器の上に重量物を不安定に積み、押さえ代わりにする。

答え・解説 正答：ウ

ア：動揺・衝突による破損を防ぐ必要がある。
イ：運搬中の移動・衝撃を防止する必要がある。
ウ：政令の運搬基準は、危険物容器の摩擦・動揺による損傷や事故を防止する積載を求める。
エ：容器損傷や荷崩れのおそれがあり不適切である。
総合解説：運搬中の振動・急制動・カーブ等を想定し、容器を安全に固定して摩擦・動揺・衝撃を抑える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0134 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合の措置として正しいものはどれか。

ア．危険物であることを外部に示す表示は一切してはならない。
イ．運転者の名札だけを掲げれば危険物標識は不要である。
ウ．夜間だけ標識が必要で、昼間は不要である。
エ．車両に法令で定める標識を掲げる。

答え・解説 正答：エ

ア：所定の標識表示が必要である。
イ：運転者名札は危険物運搬標識の代替にならない。
ウ：昼夜によって標識義務が消える制度ではない。
エ：政令・規則は、指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合に所定の標識表示を求める。
総合解説：事故時に消防隊等が積載物の危険性を迅速に認識できるよう、指定数量以上の車両運搬では標識が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0135 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を車両で運搬するとき、法令上必要な措置として適切なものはどれか。

ア．運搬する危険物に適応する消火設備を備える。
イ．危険物の種類に関係なく水バケツだけを1個置けば必ず足りる。
ウ．標識を掲げれば消火設備は不要になる。
エ．目的地が近距離なら消火設備は不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第30条は、指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合に適応する消火設備の備付けを求める。
イ：危険物の性質に適応する消火設備が必要である。
ウ：標識と消火設備は別の安全要件である。
エ：距離の短さだけで法定措置が免除されるわけではない。
総合解説：運搬中にも火災が発生し得るため、指定数量以上では積載危険物に適応した初期消火手段を備える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0136 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：標準

指定数量以上の危険物を運搬中、休憩のため車両を一時停止する必要がある。適切な対応はどれか。

ア．火気を使用している建物の直近に優先して駐車する。
イ．安全な場所を選んで停止し、危険物の保安に注意する。
ウ．交通量の多い交差点中央に長時間放置する。
エ．車両を無人のまま危険な場所に放置し、危険物の状態を確認しない。

答え・解説 正答：イ

ア：着火源の近くを選ぶのは不適切である。
イ：政令の運搬基準は、指定数量以上の運搬で一時停止する際、安全な場所を選び保安を確保することを求める。
ウ：安全な場所での停止とはいえない。
エ：危険物の保安を確保する必要がある。
総合解説：運搬車両の停止中も漏えい・衝突・火災の危険は継続する。休憩・故障等では安全な場所を選定する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0137 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：標準

危険物を車両で運搬中、容器が破損して大量に漏れ出すおそれが生じた。最も適切な対応はどれか。

ア．目的地まで走行を続け、到着後に初めて確認する。
イ．危険物を道路側溝へ流して車両だけを移動する。
ウ．直ちに災害防止のための応急措置を講じ、最寄りの消防機関等に通報する。
エ．事故を隠すため標識を外し、通報せず退避する。

答え・解説 正答：ウ

ア：漏えい拡大・着火の危険があり不適切である。
イ：二次災害・環境汚染を拡大する不適切な対応である。
ウ：運搬中に著しい漏えい等の危険が生じた場合は、応急措置と関係機関への通報が必要である。
エ：法令上求められる応急措置・通報に反する。
総合解説：運搬事故では、人命安全を確保しつつ漏えい拡大・着火を防止し、迅速に消防機関等へ連絡する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0138 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：標準

異なる品名の危険物を同一車両で運搬する場合、指定数量以上かどうかの判定方法として正しいものはどれか。

ア．すべての危険物の体積を単純合計し、最小の指定数量だけで割る。
イ．最も量の多い危険物だけを判定し、他は無視する。
ウ．同じ類であれば指定数量の計算は一切不要である。
エ．各危険物について「運搬量÷指定数量」を求め、その合計が1以上なら指定数量以上として扱う。

答え・解説 正答：エ

ア：指定数量が品名ごとに異なるため、この方法は誤りである。
イ：積載する各危険物を倍数計算に含める必要がある。
ウ：同じ類でも品名・性状により指定数量が異なる場合がある。
エ：複数の危険物を運搬するときも、指定数量の倍数を各品名ごとに求めて合算する。
総合解説：運搬基準でも複数危険物の数量判定には指定数量倍数の合算を用いる。合計1以上が重要な境界である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0139 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：標準

移動タンク貯蔵所で危険物を移送する場合について正しいものはどれか。

ア．当該危険物を取り扱える危険物取扱者が乗車し、移送に従事する。
イ．運転免許証があれば、危険物取扱者は一切不要である。
ウ．危険物取扱者は目的地で待機すればよく、移送中の乗車は不要である。
エ．危険物取扱者免状を持たない者だけで移送してよい。

答え・解説 正答：ア

ア：消防法第16条の2は、移動タンク貯蔵所による危険物の移送について危険物取扱者の乗車を求める。
イ：自動車運転資格と危険物取扱資格は別である。
ウ：移送に従事する危険物取扱者の乗車が必要である。
エ：法第16条の2の資格者乗車要件に反する。
総合解説：タンクローリー等の移動タンク貯蔵所による『移送』では、危険物取扱者の乗車が重要な法定要件となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0140 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：応用

移動タンク貯蔵所で危険物の移送を開始する前後の対応として最も適切なものはどれか。

ア．免状は自宅に保管し、車両設備の点検は故障してから行う。
イ．危険物取扱者は免状を携帯し、出発前に底弁などの弁、マンホール、注入口、消火器等の異常を確認する。
ウ．出発前点検はタイヤだけ行えば、危険物設備は確認不要である。
エ．前日に異常がなければ、毎回の出発前確認は不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：移送中は免状携帯が必要で、出発前点検も求められる。
イ：消防法は移送従事者に免状携帯を求め、政令は移送開始前にタンク・弁類・消火設備等の点検を求める。
ウ：危険物タンクの弁類・マンホール・消火器等の確認が重要である。
エ：移送開始前に必要な安全確認を行うべきである。
総合解説：移送事故の予防は出発前から始まる。資格者の免状携帯と、漏えい源になり得る弁・開口部・消火設備の確認を組み合わせて覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0141 貯蔵・取扱い・事故 > 運搬・移送の基準 ｜ 難易度：応用

アルキルアルミニウム等、法令で特に定められた危険物を移動タンク貯蔵所で移送する場合の対応として適切なものはどれか。

ア．通常の危険物より危険性が高いので、消防機関への情報提供は逆に禁止される。

イ．経路はその場の思いつきで毎回変更し、記録を一切持たない。

ウ．所定の移送経路や必要事項を記載した書面を関係消防機関に送付し、その写しを携行するなど特別な基準に従う。

エ．危険物取扱者が乗車すれば、その他の移送基準はすべて免除される。

答え・解説 正答：ウ

ア：緊急時対応のため関係消防機関との情報共有が重要である。

イ：所定の経路情報等に基づく安全な移送が求められる。

ウ：反応性・危険性の高い特定物質の移送には、通常の移送基準に加えて経路・情報共有等の特別な措置が定められている。

エ：資格者乗車だけで特別基準が免除されるわけではない。

総合解説：アルキルアルミニウム等は漏えい時の反応危険が大きいため、消防機関が移送経路・物質情報を把握できる仕組みが設けられている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0142 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：基礎

第1種から第5種という区分が設けられている危険物施設の設備は何か。

ア．危険物施設では消火設備を設けてはならない。

イ．すべての施設で水だけを用いる1種類の設備に統一される。

ウ．消火設備の選定は危険物の種類と無関係である。

エ．法令では消火設備を第1種から第5種までに区分し、施設の消火困難性や危険物の性質に応じて設置する。

答え・解説 正答：エ

ア：火災時の被害拡大防止のため法令で消火設備基準が定められている。

イ：危険物の性質により水が不適切な場合もあり、複数種別の設備がある。

ウ：危険物への適応性を考慮して選定する必要がある。

エ：危険物施設では、屋内消火栓設備等から消火器等までを法令上の種別に整理し、施設条件に応じて必要設備を組み合わせる。

総合解説：危険物火災では物質により適応消火剤が異なる。施設の規模・消火困難性・危険物の性質を組み合わせて設備を選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0143 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：基礎

「著しく消火困難な製造所等」に必要な消火設備の考え方として正しいものはどれか。

ア．危険物に適応する第1種・第2種・第3種のいずれかの設備に加え、第4種および第5種の消火設備も所定の基準で設ける。

イ．第5種の小型消火器を1本置けば、施設規模に関係なく必ず足りる。

ウ．消火設備は第4種だけに限定される。

エ．火災時は公設消防だけに任せるため、施設側の設備は不要である。

答え・解説 正答：ア

ア：政令第20条は著しく消火困難な施設に、固定式等の主要消火設備と補助的な第4種・第5種設備を組み合わせることを求める。

イ：著しく消火困難な施設ではより強力な設備構成が必要である。

ウ：第1〜3種の適応設備等も必要となる。

エ：危険物施設には法定の消火設備が必要である。

総合解説：消火困難性が高いほど、多層的な初期消火体制が必要になる。『著しく消火困難』では主要設備と補助設備を併設する考え方が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0144 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：標準

法令上「消火困難な製造所等」に該当する施設の消火設備について、基本的な考え方として正しいものはどれか。

ア．著しく消火困難な施設と同じく、必ず第1種から第5種をすべて設ける。

イ．所定の第4種および第5種の消火設備を設ける。

ウ．消火設備はまったく不要である。

エ．第1種だけを1設備設ければ、第4種・第5種は常に不要である。

答え・解説 正答：イ

ア：必要設備は施設区分・危険物に応じて定まり、全種を一律に設ける規定ではない。

イ：政令第20条および規則は、消火困難な製造所等に第4種・第5種の消火設備を所定の基準で設ける。

ウ：消火困難な施設には法定の設備が必要である。

エ：消火困難区分では第4種・第5種の設置が基本となる。

総合解説：『著しく消火困難』『消火困難』『その他』で要求される消火設備のレベルが異なるため、施設区分と設備種別を対応させる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0145 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：標準

製造所等で危険物が大量に流出する事故が発生した。所有者・管理者・占有者がまず講ずべき法令上の対応として適切なものはどれか。

ア．原因調査が終わるまで、漏えいを放置して何もしない。
イ．流出した危険物を排水溝へ押し流して施設外へ出す。
ウ．直ちに危険物の流出・拡散防止、除去その他災害発生防止のための応急措置を講じる。
エ．行政職員が到着するまで、設備を動かしてはならず流出停止もしてはならない。

答え・解説 正答：ウ

ア：被害拡大を防ぐため直ちに応急措置が必要である。
イ：流出拡大・二次災害を招くおそれがあり不適切である。
ウ：消防法第16条の3は、危険物の流出等の事故時に所有者等へ直ちに応急措置を講ずる義務を課している。
エ：可能な範囲で直ちに流出停止・拡散防止等を行う必要がある。
総合解説：事故時は『まず被害拡大を止める』ことが重要である。流出停止、回収、拡散防止、着火源排除等を状況に応じて実施する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0146 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：標準

危険物の流出その他の事故を発見した者の対応として、消防法上正しいものはどれか。

ア．施設の所有者でなければ通報してはならない。
イ．翌月の定期点検記録に書くだけでよい。
ウ．SNSに投稿すれば消防機関への通報に代えられる。
エ．直ちに消防署等の関係機関へ通報する。

答え・解説 正答：エ

ア：発見者にも通報が求められる。
イ：事故時は即時通報が必要である。
ウ：公的な通報先への連絡が必要であり、SNS投稿は代替にならない。
エ：消防法第16条の3は、危険物事故の発見者に消防署等への速やかな通報を求める。
総合解説：事故の早期通報は消防隊の活動開始を早める。『所有者等の応急措置』と『発見者の通報』をセットで整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0147 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：標準

危険物事故で所有者等の応急措置が不十分な場合、市町村長等がとり得る措置として正しいものはどれか。

ア．災害防止のため必要な応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
イ．行政は事故現場に一切関与できない。
ウ．命令できるのは商品の販売価格の変更だけである。
エ．所有者等が拒否すれば、法的手段は一切ない。

答え・解説 正答：ア

ア：消防法第16条の3は、危険物事故で必要がある場合に行政が応急措置命令を発することを認める。
イ：消防法に基づく命令権限がある。
ウ：事故防止に必要な応急措置を命じる制度である。
エ：命令違反には罰則等が関係し、必要な法的対応が可能である。
総合解説：事故時の制度は、事業者の自主的応急措置を第一としつつ、不十分な場合には行政命令で災害拡大を防ぐ構造になっている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0148 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：標準

製造所等で危険物の貯蔵・取扱いが法定の技術上の基準に違反している。市町村長等が行える措置として適切なものはどれか。

ア．違反を確認しても、行政は助言以外の措置を一切とれない。
イ．所有者等に対し、危険物の貯蔵・取扱いを技術上の基準に従わせるため必要な措置を命ずることができる。
ウ．違反施設の資格試験問題を変更するだけでよい。
エ．危険物取扱者本人の同意がなければ命令できない。

答え・解説 正答：イ

ア：消防法に基づく命令権限がある。
イ：消防法第11条の5は、貯蔵・取扱いの技術基準違反に対する遵守命令を定めている。
ウ：施設の貯蔵・取扱いを基準に適合させる措置が必要である。
エ：法定要件を満たせば行政権限として命令できる。
総合解説：危険物施設の基準違反には、施設設備の措置命令だけでなく、貯蔵・取扱い方法を是正させる遵守命令もある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0149 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：応用

製造所等の使用が公共の安全維持または災害発生防止のため緊急に危険な状態となった場合、市町村長等がとり得る措置として正しいものはどれか。

ア．危険な状態でも、本番の事故が起きるまでは使用を止めさせることができない。

イ．行政ができるのは免状写真の再提出要求だけである。

ウ．必要に応じ、製造所等の使用を一時停止し、または使用を制限することを命ずることができる。

エ．所有者が営業継続を希望すれば、行政命令は必ず無効になる。

答え・解説 正答：ウ

ア：災害発生防止のため事故前でも緊急措置が可能である。
イ：施設使用の停止・制限という直接的な安全措置が可能である。
ウ：消防法第12条の3は、緊急の必要がある場合に製造所等の一時使用停止・使用制限を命ずる制度を定める。
エ：公共安全・災害防止のための法定命令であり、希望だけで無効にはならない。
総合解説：危険物規制は事故後対応だけでなく、重大な危険が切迫した段階で使用停止・制限を行う予防的権限も備える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0150 貯蔵・取扱い・事故 > 消火設備・事故時の措置・命令・罰則 ｜ 難易度：応用

2026年9月時点の消防法の罰則について、危険物関係の記述として正しいものはどれか。

ア．危険物保安監督者を法令に反して選任せず事業を行っても、罰則は一切ない。

イ．無資格者の取扱いに関する第13条第3項に違反しても、行政指導だけで刑事罰はない。

ウ．消防法の危険物関係罰則では、現在もすべて『懲役』という用語だけが用いられ、『拘禁刑』は用いられない。

エ．指定数量以上の危険物を消防法第10条第1項に違反して貯蔵・取扱いした場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金の対象となり得る。

答え・解説 正答：エ

ア：消防法第42条の罰則対象となり得る。
イ：第42条の罰則対象となり得る。
ウ：2025年6月以降の刑法改正施行に伴い、現行消防法では『拘禁刑』の用語が用いられている。
エ：現行消防法第41条は、第10条第1項違反を1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金の対象としている。
総合解説：法令改正により刑罰用語も更新される。2026年時点では『拘禁刑』表記であり、第10条第1項違反は第41条、保安監督者未選任や第13条第3項違反等は第42条に位置付けられる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04